

令和5年第3回太子町議会定例会（第504回町議会）会議録（第2日）

令和5年6月5日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、
2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 3 請願第2号 インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、
2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 3 請願第2号 インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典
15 番	松 浦 崇 志		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	森 文 彰	財 政 課 長	佐々木 信 人

（開議 午前10時00分）

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

令和5年第3回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

〜〜

日程第1 一般質問

○議長（松浦崇志） 日程第1、一般質問を行います。

質問される議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席をお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いします。さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 皆さんおはようございます。

議席番号11番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

令和5年3月に、石海地区連合自治会長名で「石海J R南地区の活性化に資する要望書」が町長の下へ提出されました。その要望書の中には5つの大項目ごとに、石海南地区の8つの自治会からの細かな要望が記載されています。

もちろんそこに記載されている要望事項の全てが今すぐ実現できるものとは思いませんが、石海南地区の多くの方々が長年にわたって望まれてきた思いであることに間違いはなく、1つ1つの要望事項に込められた思いをしっかりと受け止めていただきたく、今回はその要望書の中の土地の規制緩和に関する要望事項等に挙げられている「新揖保線の姫路市への開通に合わせ、道路周辺土地の水田活用以外への規制緩和を強く望む」、「農家以外の者が新宅（地縁者住宅）を建築できるエリアの見直し及び手続の簡素化」、「新揖保線の周辺に、大型の商業施設、病院等の誘致の取り組み」という3つの要望事項に関連して、次の質問をいたします。

(1) 揖保線の姫路市側への延伸工事の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

(2) 石海南地区から出ている土地の規制緩和に関する要望事項について、当局の考え方を伺います。

お願いします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私のほうから、まず(1) 揖保線の姫路市側への延伸工事の進捗状況、今後のスケジュールについてお答えをさせていただきます。

都市計画道路揖保線の道路整備は、兵庫県が事業主体となり兵庫県において工事を実施しております。平成30年に事業着手し、令和3年に用地取得を完了しております。

その後、米田地区は工事を実施し、令和4年度は延長約200メートルの道路擁壁と側溝などを整備しております。沖代地区は、埋蔵文化財調査に着手をしております。

令和5年度については、引き続き道路構造物を設置するとともに道路の外柵を仕上げる予定と聞いております。

今後については、姫路市側の区域においても同様に工事に着手し、道路整備を進めると聞いております。

工事の竣工時期については、令和7年度の供用開始を目途に事業が進められておると聞いております。

続いて、(2) 石海南地区から出ております土地の規制緩和に関する要望事項についてお答えをさせていただきます。

米田、沖代地区は、太子町都市計画マスタープランに区画整理等による都市基盤整備の推進を

図る地域として、また太子町土地利用基本計画には新たな沿道の土地利用を進める地域として位置づけをしております。現在、新たな土地利用に向けての調整を始めているところです。

市街化調整区域内での新たな土地利用については、国、県、近隣自治体との調整が必要であり、また地元地域、土地所有者の意向や合意、新たな企業が当該地区に進出する確約も条件となりますので、都市計画的な手続を含め、地元への説明と企業へのアプローチを進めていくこととしております。

また、上下水道等インフラ整備も併せて整備する必要がある、どの分野が欠けても進めることができません。

米田、沖代地区に対しては、今年度、地元自治会の理解と土地所有者の合意に向けた事業説明及び勉強会を開催する予定としております。

また、企業ニーズの把握のためにアンケート調査を実施し、企業に対して個別ヒアリングを行う予定としております。

吉福地区につきましては、優良農地の保全を図るとともに、観光農業との体験、交流の場の提供を図る区域としての位置づけがされております。農振農用地の地域資源を生かし農地が適切に活用できるよう、農作物の加工、製造等6次産業化を目指した土地利用の検討を行ってまいりたいと考えております。

また一方では、近年、町内においては人口の減少や地域の高齢化が進む中、空き家の数も年々増加をしております。空き家の存在により、地域の活力の低下や居住環境に悪影響を及ぼすケースも出てきております。

地縁者住宅のエリアの見直しを進めることも1つの方法であると考えますが、地域集落内の居住環境を整えていくことが喫緊の課題であると考えております。

集落に今以上の空き家が増加し、特に管理不全の空き家が増え続けた場合、集落としての機能が失われ劣悪な環境となり良好な住環境が失われてしまいます。

県におきましては、令和4年4月1日に、空き家等を地方回帰の受皿として流通・活用することにより移住・定住・交流の促進並びに地域の活性化を図る目的として届出制度や規制の合理化を定めた空き家等活用促進特別区域の指定等による空き家等の活用促進に関する条例、いわゆる空き家活用特区制度が制定され、空き家等の活用を促進するための補助事業も創設をされております。

市町からの申出により、条件が整えられれば兵庫県が特区に指定し、空き家を除却後の更地においても同一の用途で新築が可能となる、またカフェや事務所、社宅等への用途変更が可能となる許可基準などが適用されます。

今後については、この制度の活用が石海地区など空き家の多い地区で有効なものになるかどうかを検討しながら、地域と連携しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、答弁に対しましていろいろ再質問したいと思います。

昨日も現時点で沖代の三差路のところを通ったのですが、そのときに確認したら文化財の調査期間は令和5年9月25日までと記載されておりました。

先ほど工事の完了、令和7年には供用開始したいというような説明があったのですが、実は令和元年9月議会で私の一般質問で同じ内容で質問しております。そのときには、当時の経済建設部長の答弁では事業完了予想は大体令和4年度末というふうに聞いておりますという答弁がありました。ということは、おおよそ3年遅れているわけなのですが、その主な要因と

というのはどういったことが上げられるのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 令和元年度の一般質問におきまして令和４年度をめどに完成するという答弁をさせていただいておるところではございますが、兵庫県に改めて確認をしております。

先ほど申しましたとおり、令和３年度に用地取得が完了したということでございます。その後、埋蔵文化財調査に入ったということで、事業進捗の遅れがあったというように聞いております。

ただ、今は令和７年度の供用開始を目指して工事を進めておるところを聞いております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 地元の方は本当に、工事が開始されてくる、埋蔵文化財の工事もされていますので、何か工事をしているのだなというのが目に入るわけですからその辺を物すごく期待されているという方が多いと思うので、後でもう一回その辺の話はしますけれども。先ほど述べました令和元年９月の議会の後、これまでの状況を私のほうで把握しているところを確認していくと、令和元年１０月に沖代、米田、吉福の３つの自治会からそれぞれ要望書が町のほうに出されております。

それを受けた形になって令和２年３月に太子町都市計画マスタープランが策定されて、揖保線の東側、先ほど答弁の中にありましたように沖代から米田にかけては区画整理等による基盤整備の推進ゾーンとして設定されました。同時に、この都市計画マスタープランの中では吉福と太子ニュータウン地区の沿道沿いは、沿道土地利用に向けた特別指定区域、地区計画等の検討ゾーンに設定もされております。

そういった形で、都市計画マスタープランも地元の方、興味のある方はすごくこの地図を御覧いただいているのです。そこにゾーン設定されていますので物すごく期待されている、大きく期待が膨らんでいるのが実情だと感じています。

その後、沖代のところは埋蔵文化財の調査が始まってしまってなかなか進んでいないという状況であるという説明のとおりだと思います。

そうこうするうちに３年が経過して、昨年１１月には町長が交代されて、沖汐町長になって、今年になって１月に米田、沖代地区の住民へのアンケートが実施され、少しずつ住民の方が直接関わっていくように前進しているのかなというふうに感じています。そこで今年１月に米田、沖代地区で実施されたアンケート調査の結果とかは既にまとまっているのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 令和５年２月にアンケートを回収させていただいております。地元の土地の所有者に対してアンケートを行ってまいりました。

米田地区につきましては、米田地区においてのまちづくりの検討を行っていくことについてどう思われますかという問いに対しましては、９２％が賛成しますと、沖代地区につきましては８２％が賛成しますということで、高い期待を持たれておるといようなアンケート結果でも出ているところでございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まちづくりについて検討していくということに多くの方が賛成されていると、若干沖代が少ないのが気になるころではありますけれども。そのアンケートは今おっしゃった

項目だけだったのですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 項目につきましては、土地所有者の年代とかどのように活用されているとか現状の所有状況、それから農地については後継者がおられるのかどうか、所有している土地について将来どのように活用していきたいと考えておられるのかと、先ほど言いましたまちづくりの検討を行っていることについてどう思われますか、あとその各地区の課題についてどのようにお考えですか、あと自由記入ということでの質問をさせていただいておったということです。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そのアンケート結果がまとまった冊子みたいな形は作られているのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） まだ手持ちで資料を持っておるというような状況でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それは総務経済建設常任委員会に提出していただけるというようなことは可能なのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） そうですね、どのような形で出せるか体裁等を調整はさせていただきたいと思いますが、結果ですので説明することはできます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そしたら、委員会を通じて提出してもらえるように委員会の皆さんと協議したいと思います。

今ここに石海 J R 南地区から出された要望書を持ってきたのですが、今回はこの中で土地の規制緩和に関する要望事項ということで、通告に書いていますように新揖保線の姫路市への開通に合わせて道路周辺土地の水田活用以外への規制緩和を強く望むというところ、また農家以外の者が新宅を建築できるエリアの見直し、また新揖保線の周辺に大型商業施設、病院等の誘致の取り組みをという3つの項目を今回はピックアップしているのですけれども、いま一度、この今述べた3つの事柄について細かくもうちょっと説明できるでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 3つの項目につきまして、重複するところもございますが、都市計画道路揖保線、今現在県で工事をしておるところの周辺の土地活用についてでございますが、現在市街化調整区域でありまして、そこをどのように活用できるかというところを昨年度から検討してまいりました。

町内数か所を、どのような活用ができるかというところで検討した中で、米田、沖代地区が一番活用できるだろうというところの調査結果を基に、この地において検討を進めております。今年度は、先ほど申しましたように地元の説明、また手を挙げてくれる企業があるかどうか具体的に個別にヒアリングをしていきたいと考えております。

手続的には都市計画の手続がありますが、どのような手法でこの地域を活用していくか、土地地区画整理事業を行うのか、また地区計画と開発で進めていくのか、そのあたりは企業が求める土地の大きさとか協力していただける地元の方の土地の大きさとかそのあたりを双方相談しながら、前に進むように検討をしていきたいと考えておるところでございます。

また、農地以外の方の新宅が建築できるエリアの見直し、手続の簡素化というところではござ

いますが、これにつきましては市街化調整区域でありまして地域の活力を守っていくというところは必要だと考えております。そのために、特別指定区域の制度を活用したり、また市街化調整区域での建築物の許可、これについて現状にそぐわない、また特異な例があるとかというところがありましたら、県のほうに許可基準の柔軟な運用というところを引き続き求めていきたいと考えております。

最後に、揖保線周辺の大型商業施設、病院等の誘致の取り組みについてでございますが、これにつきましては商業施設につきましては近隣の商業施設の立地状況、また中心市街地の立地状況、あと太子町は広域都市計画となっておりますので、姫路市、たつの市、この辺りとの立地状況、このあたりの調整が必要でございます。

そのあたりを検討したところ、大きな商業施設の立地というところは少しハードルが高そうだということでございます。病院等につきましても、病院でそれぞれ計画があろうかと思えます。近くに大きな病院等がございますので、そのあたりは別途、都市計画と歩調を合わせながら、検討が必要だというところがございますら検討に取り組んでいきたいというところでございます。今現在は、産業地域ということで企業の誘致を目指しておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 本当地元の方の夢というのは近くにすぐ買物ができるところがあったらいいなというのが、米田、沖代地区だけでなく福地地区にも線路南の隣保がありますので、そういったところの方から、本当に多くの方からいろんな声を聞いています。

今、皆さんが期待されているというか願望でもあるのですけれども、最初に言ったように全てが実現するとは思いませんけれども、どうしてもたつの市のところも山陽自動車道の近くのところにもコストコが来るのだみたいなニュースも流れていたりして、揖保線沿いにも何かお店が来たらなあということは本当におっしゃっています。

ただ、イオンモールが近隣の姫路市大津区にあって石海地区に来るということはなかなか考えにくいのかなというふうに思いますけれども、コンビニ等のそんなに大きくないお店というのは可能なのですね、その辺だけもう一回確認します。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 市街化調整区域におきましても、その周辺に居住しておられる方の日常生活のために必要な物品の販売とか加工とか修理工、また事業場とか、具体的に言いますと八百屋とかパン屋、自転車屋とか本屋、また喫茶店とか理髪店とかというようにその市街化調整区域におきましても周辺の住民の方の必要な施設、これにつきましては許可ができると、許可基準はございますが全くできないということではございません。

先ほど申されましたコンビニでございますが、コンビニも昔でいう八百屋とかというようなものが今コンビニエンスストアというような役割かとは思いますが、許可の基準としては別のものがございます、例えば細かくはたくさんあるのですけれども集落から500メートル以内の幹線道路であってとか、面積、敷地規模も2,000平方メートル以下とか、接する市街化区域から500メートル以上離れておるとかそういう基準はございます。そのあたりの基準がクリアできるような立地であれば許可基準には乗ってくるというようなことでございますので、市街化調整区域内の住民の方の利便性、生活に必要なものが全く建たないというようなことではないという基準にはなっております。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 すぐに建つのかどうかよく分からなかったのですけれども、その基準を地元の

方にしっかり説明していただきたい。コンビニ1つあるだけでも随分違うと思うので、石海南地区は本当に買物できる場所が1つありませんので、そういったところの期待度が本当に高いところをいま一度言うておきます。

あと、地元の方と、また町のほうの説明で思いがちょっとずれているところもあるかと思うのですけれども。というのが地元の自治会からは自治会主導で動いていく、組合とかを立ち上げて動いていくというふうなことではなくて、町の主導で動いてくれるものと思っていらっしゃる雰囲気がかえるのですけれども、その辺を含めて地元のほうにはしっかりと丁寧な説明をお願いしたいと思うのですが、その辺は自治会主導でやっていくのか、協議会みたいなものを立ち上げてやっていって下さいという方向性なのか、町がこういったことをするので地元の方、参加して下さいというふうな方向なのか、その辺だけもう一度、お願いします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 米田、沖代地区につきましては市街化調整区域ということがございますので、都市計画法、また農地法等の規制がかかっております。その手続を解除していくということが大前提でございますので、そのあたりは町が引っ張っていくとか道筋をつけていきたいと考えております。

ただ、事業手法にもよるのですけれども、組合施行の土地区画整理事業を選択されとかなということになりますと、手続的には町もお手伝いしますが地元の主導で区画整理を進めていっていただかないといけないというところは出てきてしまいます。

事業手法はまだ決定はしておりませんので、そのあたりも勉強会で丁寧に説明をして理解を得ながら土地活用というところを進めていきたいと考えております。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 具体的に説明会を近々ですとかという予定は組まれているのですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 具体にはまだ日付は決定はしておりませんが、現在コンサルタントを決めるという手続のほうを事務的に進めておるところでございますので、夏以降には地元のほうに説明に入れるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 夏以降に地元で説明できるかなという状況であるということなので、その辺もまた米田、沖代地区の方にも伝えておきますけれども、町のほうからもそんな流れを考えていますよということを伝えてあげていただきたいと思います。

この石海JR南地区の活性化に資する要望書の中には、本当は8つの自治会から細かいことが要望されております。今日は全て扱えませんしこれは無理かなということもあります。そういったところ、本当に石海南地区の活性化ということが太子町にとっても大きな課題であると私自身思っております。

令和元年9月議会での一般質問でも言っているのですけれども、この揖保線が姫路市側へ延伸することが石海南地区の活性化のみならず太子町の発展にも資する起爆剤になり得るということで本当に大きな事業だと考えています。

今日はいろいろ具体的に説明を受けたので地元にも伝えやすくなりましたので、その辺を踏まえて町長のほうも町長選の折に石海南地区の揖保線沿道のにぎわいを創出しますというふうに公約に掲げられておりますけれども、沖汐町長の石海南地区の活性化についてのお考えというか思いを一回お聞かせください。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） 選挙公約といたしますか町民の皆様へのお約束30の中の1つに、石海南地域において今後、沖代線が姫路市のツカザキ病院のほうにつながり、あるいはJR網干駅の西側の踏切が茶ノ木陸橋ということで高架になる、それに伴って今あります柿ヶ坪の踏切が閉鎖をされるというような予定があることから、それを一体的なものと捉えながら総合的に石海南地区の……。ここ3年というのが一応今のところ予定が出ておりますので、その3年をめどに例えば踏切がなくなるということはその踏切につながる石海地区の踏切のすぐ南を走っている道路整備、あるいは糸井南のほうは市街化区域ですから家がかなり今建ってきております、あの辺の子供たちの通学路が今困っているのだというような声も一部聞いております。

だから、いずれにしてもそういう揖保線がつながる、茶ノ木の踏切が高架になる。そういうものを総合的に整備しながら、令和7年度末に向けて総合的に調整はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町長も石海南地区の方々に、自治会長たちに何とかするよということを何回か口にされているところを聞いておりましたので、本当に皆さん期待されていると思います。

繰り返しになるのですが、揖保線が開通したら吉福地区のほうに物流の拠点ができますのでトラックの通行がもしかしたら今以上に大型のトラックが通行するという道路に変わるかも分かりません。揖保線ができてトラックだけがどっと走っている、朝夕は通勤の方々の車が走っているだけでは、通過するだけでは何の意味もないので、しっかりと沿線沿いのにぎわいを創出していきたいと思うのですが、3年後を期待して大丈夫でしょうか、その辺をもう一回。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） なかなか今まで取り組めてこれなかった事業でございますので、いろいろな直面、ハードルは出てきようかとは思いますが、太子町の将来に向けてこの事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ぜひ石海南地区の皆さん方の本当に長年の思いをしっかりと実現していただけるように取り組んでいきたいということと、あと丁寧な説明をよろしくお願いしたいということを最後に申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、山本順久議員。

○山本順久議員 皆さんおはようございます。

2番公明党山本順久でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目、「書かない窓口」の導入について質問いたします。

「書かない窓口」とは、住民が申請書に記入することなく住民票などの交付が1か所で受けられるワンストップ窓口のことです。この窓口では、住民が提示したマイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書に基づき、職員が氏名や生年月日といった個人情報を確認し書類を作成、住民は書類の記載内容を確認した上で署名するだけで済むというものです。

この件に関しまして、令和4年6月に首藤議員から同様の質問がされておりますので、以下の2点を御質問いたします。

(1)令和4年6月以降の進捗状況をお伺いします。

(2)導入に必要な財源として政府はデジタル田園都市国家構想交付金の活用を促しておりますが、このような交付金の活用についてどのようにお考えになっているか。

2点、お伺いいたします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 「書かない窓口」につきましては、手続や案内が簡略化され、町民の方の負担軽減にとどまらず職員の業務の効率化も見込めることから導入を検討しておりましたが、「書かない窓口」に密接な関係となる住民情報システムをはじめとする業務システムは、令和7年度末で自治体情報システムの標準化と併せて政府が構築するガバメントクラウドに移行する必要があります。現在のシステムにより「書かない窓口」のシステムを構築すると、ガバメントクラウドに移行後に再度システム間の連携処理を構築する必要があるため、現システムでの「書かない窓口」の導入は見送っております。

しかし、デジタル庁が今年の夏頃にガバメントクラウド上に窓口DXaaSとして窓口DXの取り組みを推進する環境の構築を予定しております。

また、「書かないワンストップ窓口」として先進的に取り込んでいる加古川市において3月に現地見学会が行われ、職員2名が参加し、先進事例の情報収集に努めております。

今後は、自治体情報システムの標準化に向けた取り組みを進める中で業務フローの見直しが必要となることから、「書かない窓口」に向けた検討も併せて進めていきたいと考えております。

次に、交付金の活用についてですが、「書かない窓口」のシステムの導入事業はデジタル田園都市国家構想交付金のほかの地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取り組み、優良モデル導入支援型交付金の活用が考えられ、補助率は2分の1となっておりますが、当町におきましては自治体情報システムの標準化と併せて検討したいと考えております。

今後、「書かない窓口」の導入を含めデジタル田園都市国家構想の取り組みについては、交付金や補助金等の活用も検討してまいりたいと考えております。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 今、お話を伺いましたように、デジタル庁のほうで令和5年度夏頃に「書かないワンストップ窓口」を現実とさせるための窓口DXaaSをサービス運用する予定というのは私も承知しております。それに伴い、今後とも行政サービスの向上、そして交付金を活用しますことによって町の財政を抑えながらもデジタル化が推進できるものと思っておりますので、現場の皆様には大変御苦労をおかけしますが、引き続きこちらの取り組みを進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でこの件に関しては質問を終了させていただきます。

続いて、2点目になりますが、性的少数者への理解増進の取り組みとしてパートナー制度の導入をということになりますが、まずこのパートナーシップ制度について簡単に説明させていただきますと、パートナーシップ制度とは同性同士のカップルなどを結婚に相当する関係として自治体で証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするという制度になります。

LGBTを含む性的少数者は、周囲の無理解による差別や偏見、配慮に欠けた対応などで生きづらさを感じている方も少なくないように思います。全ての人が自分らしく生きられる社会を実現すべきであると思いますが、教育や仕事、結婚、医療、公的サービスなどの様々な分野で課題が残っております。日本ではパートナーシップ法などの法整備が行き届いておらず、同性婚及び同性パートナーが認められていないのが現状でございます。

近年では自治体独自でこのパートナーシップ制度を導入しているところが数多く見られます。兵庫県内におきましては、41市町村の中で14の市町村が導入を決定しております。

この証明書を発行していただくことによりまして、同性愛者の方々が例えば公営住宅に申込みができるようになるとか、企業のほうにおきましては生命保険の受取人になることができたり、クレジットカードや携帯電話などの家族サービスを同様に受けられるようになってきております。

誰も置き去りにしない社会という観点からも、性的少数者のカップルを公認する自治体パートナーシップ制度の認定を太子町も導入してはいかがかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 民間調査では人口の約８％の方が性的少数者であると推定されており、差別や偏見を恐れ本当の自分のことを周りに公表しないまま過ごしている人が多く存在していると言われていることから、そうした方々への支援が必要であると認識しております。

当町では、平成31年３月に策定した第４次男女共同参画プランにおいても一人一人の性の尊重と心と体の健康づくりとして多様な性の在り方への理解促進という施策を盛り込んでおり、広報紙での啓発、ハラスメント相談窓口を町のホームページに掲載しているところでございます。

また、ほかの自治体では性の多様性に対する社会的な理解度が広がることを目的として、法的効力はございませんが公的証明書を受け取るパートナーシップ認定制度を創設している自治体もございます。

当町としましても、当制度の実施については国の法整備の動向を注視しながら、先進地や近隣の状況を調査し認定制度の創設について研究してまいりたいと考えております。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

同性愛者のカップルの方たちは、今までそういう証明書が発行されないことによっていろんな不利益を受けてきたり平等に扱われなかったりしている状況がございまして。この性的少数者の問題、様々な問題がございまして、このパートナーシップ制度を導入したからといって全てが解消されるわけではないと考えておりますが、まず第一歩としてこの制度をぜひ太子町のほうにおきまして早急に実施していただきますように申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（松浦崇志） ここで山本議員に申し伝えます。質問は通告書の内容に従って質問をしていただくようお願いいたします。

山本順久議員。

○山本順久議員 ３点目、带状疱疹と带状疱疹ワクチンについて質問させていただきます。

带状疱疹は、水膨れを伴う発疹（水疱）が皮膚に分布している神経に沿って帯状に出現する疾患であります。日本人成人の90%以上は带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜んでおり、80歳までに３人に１人が発症すると言われております。

50歳を境に発症率が急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎える。また、発症し神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあります。それが３カ月以上続くものは带状疱疹後神経痛（PHN）と呼ばれていますが、50歳以上で発症した人のうち約２割がPHNになると言われております。特に高齢者ではリスクが高く、PHNを防ぐためにも予防が大切だと考えます。

50歳以上の方につきましては、ワクチンを接種することで発症予防、重症化予防に期待ができるとされています。

ここで少しワクチンの説明をさせていただきます。

厚生労働省の……

○議長（松浦崇志） 山本議員、通告書のとおり質問をお願いします。

山本順久議員。

○山本順久議員 しかし、ワクチンがあることを知らないことや接種費用が高いことが問題であると考えております。

(1) 带状疱疹を未然に防ぐため、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか。

(2) 带状疱疹ワクチンの周知はされているのか。

(3) 带状疱疹ワクチン接種を推進するために接種費用を助成する取り組みについて考えを伺います。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

まず、(1) 带状疱疹ワクチンの効果についてでございます。

带状疱疹ウイルスは、初めて感染したときに水痘——いわゆる水ぼうそうでございます——これを引き起こします。

日本におきましては、3歳になるまでに2回のワクチン接種を行うことになっております。しかしながら、発症したその水ぼうそうが治癒した後も、そのウイルスが長きにわたって神経節に潜伏いたしまして、加齢や免疫機能の低下などによりまして再活性化することによりまして带状疱疹を発症させることになります。議員御指摘のように、発症した人のうち約2割が带状疱疹後神経痛になると言われております。

予防といたしましては日頃の体調管理が重要でございますけれども、さらに50歳以上の方につきましてはワクチンを接種することで発症の予防、また重症化の予防が期待できるとされております。

続きまして、(2) 带状疱疹ワクチンの周知についてでございます。

本町のホームページ及び兵庫県のホームページに掲載がございますけれども、本町におきましては「带状疱疹に注意しましょう」と題しまして、50歳以上の方向けのお知らせといたしまして症状とか合併症、予防、治療について掲載しております。

県のホームページにつきましては、「带状疱疹」と題しまして、発生状況及び特徴、治療法、2次感染予防、ワクチンの種類、ワクチン接種について説明がなされておるところでございます。

いずれのホームページにも、带状疱疹ワクチンは現状、予防接種法に基づき公費負担される定期接種ではないこと、それから保険適用はなく任意接種に位置づけられているため接種料金は全額自己負担ということを説明しております。

続きまして、(3) 接種費用の助成についてでございます。

先ほど申しましたように、带状疱疹ワクチン接種は現在、任意接種に位置づけられておりまして、接種費用は全額自己負担となっております。

この带状疱疹ワクチンには2種類ございまして、接種方法とか発症予防効果、持続性に違いがございます。

まず1つ目ですけれども、生ワクチンというのがございまして、1回につき8,000円から1万円程度、これは1回接種でございます。2つ目ですけれども、不活化ワクチンというのがございまして、これは1回2万円程度の費用で2回接種となっております。

このワクチンは国で定期接種化を検討しているワクチンの1つでございまして、期待される効果とか導入年齢に関して検討が必要とされておるところでございます。

太子町といたしましては、国の動向を見つつ検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 未然に防ぐという“予防”が非常に私は大事だと考えております。

助成をしていただくとなりますとお金がかかってまいりますので、町のほうでどれぐらいバックアップできるか、そういうのも検討しながら、また国のほうの動向も見ながら、この帯状疱疹のワクチンの問題を心のどこかにとどめていただいて、町民の健康を守るように皆さんと一緒に努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終了させていただきます。

○議長（松浦崇志） 以上で山本順久議員の一般質問は終わりました。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 8番日本維新の会中薮清志、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

最初に、先日の雨で被害が出られました地域の方には一日でも早く通常の生活が戻りますようお願い申し上げます。

また、その中で先日の6月の「広報たいし」に、2、3ページで日頃からの災害に備えましょうという啓発をされておりまして、今回の雨に対しても太子町内におきましては1つの備えになったのではないかと思いますので、引き続きいろいろな啓発活動につきまして取り組みをしっかりとやっていただければというふうに思います。

それでは、内容に入らせていただきます。

1、統一地方選挙の投票率の結果を受けて、今後どう取り組むのか。

4月に行われました統一地方選挙の投票率は47.33%でありました。前回、4年前が53.22%でしたので5.89%の低下であります。

また、昨年行われました太子町長選挙の投票率も49.54%と、内容としましては決して高いとは言えない結果でなかったのかなと思います。

民主主義の根幹であります選挙は住民の意思を町政に反映させるための重要な機会であることから、投票率の低下は行政として看過することではないと思います。政治家が日々の活動や選挙時には争点をつくって関心を高めることは重要であるとは思いますが、行政としても何かすべきことがあるのではないかという観点から質問を行います。

(1)投票率の低下について検証したのか、またどのように考えているのか。

(2)投票率向上のためにどのような啓発活動を行ったのかを問います。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 投票率の低下につきましては、全国的な課題となっております。

投票率については、令和5年4月23日執行の太子町議会議員選挙の投票率ですが、太子町内全体で47.33%、平成31年の53.22%と比較しますとマイナス5.89ポイントとなっております。

次に、町内9投票所別の投票率を検証いたしますと、最高38.23%、最低24.30%と格差があり、流入人口が少ない投票所のほうが高い投票率となっている傾向にあります。

次に、年代別の投票率についてですが、70歳代が70.15%で最も高く、年代が下がるほど低くなる傾向があり、20代の投票率においては22.19%と非常に低い状況にあります。

なお、平成28年に選挙権年齢が引き下げられ、初回の投票では保護者とともに投票する若年層の有権者が多く見かけられ、投票率44.93%を記録しましたが、現在の18歳及び19歳の投票率に

については24.49%と低迷している状況となっていることから、全国的にも若年層の政治離れがうかがえているところでございます。

次に、期日前投票の投票率についてですが17.98%となっており、前回の15.37%から2.61ポイント増加し、全体的な投票率が伸び悩む中、期日前投票に限っては増加傾向にあり、徐々に期日前投票が定着しているものと考えております。

最後に、公益財団法人明るい選挙推進協会が全国の有権者を対象に行った調査においては、「投票は国民の義務」という回答が大幅に低下し、「投票は個人の自由」という回答が増加しており、投票しても何も変わらない、生活につながっている実感がないなどの若年層の政治離れが浮き彫りになりつつありますが、今後においては政治への関心を高めるため、町がどのような課題に直面しどのような未来を描くのかを発信するなど努めていきたいと考えております。

次に、投票率向上のための啓発でございますが、投票率の向上に向けた啓発につきましては町ホームページへの掲載、啓発資材の配布、本町庁舎通路に設置しているデジタルサイネージ及び庁舎敷地内にあるLED掲示板での周知、また太子東中学校生徒が作成した啓発音源により防災行政無線や啓発カーによる啓発活動を行いました。

なお、町広報には直近選挙の投票区別の投票率を掲載し、有権者の皆様に現状を認識いただくとともに、町公式LINEやフェイスブックでも投票を呼びかけるなど、有権者の皆様に情報発信を行ったところでございます。

今後においても、他団体の取り組みを研究しながら兵庫県選挙管理委員会とも連携し、投票率の向上に努めたいと考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の答弁の中で確認したいことなのですが、投票率を上げる必要性は感じていると思ってもよろしいでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） はい、投票率を上げたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 期日前投票の件もありましたが、町長選挙の際は期日前投票で庁舎に行列ができて対応を求める声もありましたが、今回はどのような流れだったのか、また今後もそうなのですけれども期日前投票の投票率が上がってきているとはいいますが啓発などについての考え方をお願いします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 期日前投票所につきましては、どうしても投票所入場券裏面の誓約書を書かれておられない方がおられ、時間を取るケースが多くなっております。そのような中でも、ある程度期日前投票が認知されたところから御自宅で誓約書のほうも書かれている方も多くおられ、スムーズな投票所の運営ができておるところでございます。

ただ、どうしても人が多く来られる時期がございまして、それに合わせて混雑する場合もあるというふうに聞いております。それにつきましては、今後選挙管理委員会の中で検討のほうをしていただきたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういった形でスムーズに投票が行えるようなサポートといいますか体制づくりはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

今回の投票区別、年代別の数字を確認すれば分かることでもあるのですけれども、今後特に何もしなければ、先ほど部長の答弁にもありましたが投票率が下がっていくというのはデータで見

てとれる形だとは思うのですけれども、特に先ほども若い方が投票に行っていないという現状を踏まえまして、若い層への啓発などはどのように今後考えていこうかと思っているのか、今現状でそれが十分できているのかどうかも含めてお願いします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 若い方につきましては、町の今の課題、今後町がどのように進んでいくのかというところを発信することによって、町への興味、政治への興味等を感じていただくということがすごく重要であります。

また、若い方につきましては特にSNS等の利用によりまして情報発信をしていくことが重要であるというふうに考えています。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 最近、太子町の広報関係でいくとSNSがすごく充実している、また内容もいい形でアップされているなというふうには感じておりますので、そういったところを上手に活用しながら町のこと、政治というとなかなか取つきにくいところもあるかもしれませんので、そういったところをしっかりとつなげていく方法は取っていただきたいなというふうに思います。

それとあわせてなのですけれども、特に今回の選挙で実際に聞こえてきた声の中で、御年配の方からの声としまして、行く気はあるのだけれども足腰の問題、足がしんどかったりするので投票所へ行くこと自体が大変であるという声、また御自宅に誰か連れていってくれる人がいないといけないとか、息子さんからは都合をつけて送らないとお母さんがなかなか行けないのというような声を複数聞いております。

そういった本当は行きたいのだけれどもなかなか行きにくいよという方の声は町のほうには届いていますでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 投票所につきましては、車がないと行けないという方もおられるところもございます。選挙管理委員会のほうにはそのような情報も来ていることと感じております。

その中で町として何ができるかということにつきましては、選挙管理委員会の中で検討のほうをしていただくようにこちらのほうからもお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 4年前では僕のほうにも聞こえてきていなかったような声が、今回多数寄せられております。そういった方のためにも、投票所で待つのではなく地域や福祉施設などそこへ行ってというような発想で——可能な限りにはなるかとは思うのですけれども——そういった取り組みをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

せっかくの機会を奪うようなことがないようなことを望むのですけれども、選挙管理委員会のほうに考えていただくという形なのですが、そういったサポートといいますかアドバイスというのをぜひそういったところでしていただきたいなというふうに思うのですけれども、そういう発想というのはどういった感じでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） なかなか投票所に行けない方につきましては、不在者投票とかがございます。そのような制度についてまだ周知のほうが進んでいないところもあるというふうに考える部分もあります。

また、他団体では送迎バスを出されているところもございますが、太子町はあまり町域が広いわけではございませんので、その他取り組みについては他団体の状況等を調査しながら、また選挙管理委員会のほうと調整させていただきたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういった声が多数ありますので、いろいろと研究していただきたいというふうに思います。

また、同じようなことになるのですけれども、今回でいうと「ネット投票ができればいいな」という声も本当にたくさん聞きました。ネットの投票、ネット選挙につきましては自治体のみでどうこうできる話ではないとは思いますが、国のほうですとかには声を上げれるのではないかなというふうに思うのですけれども。私個人的には国会議員に要望は伝えておりますが、町としてもそういった声を上げていくことというのはどうお考えですか。また、ネット選挙についての考え方等があればお願いします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ネット投票につきましては、住民の方にとりましても投票所に行かないで済むケースもございますし、町としましては開票事務の手間も省けるような状況もございます。そういう中で、実際にその方がきっちりと投票されているということが確認できる状態ができることによってネット投票も進んでいくものと考えます。

そういう中で、国のほう、また兵庫県の選挙管理委員会を通して国のほうにまた要望のほうをすることはしていきたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 本当にたくさんの方の声を今回聞きました。「何ですか」と言われるのですけれども、僕も答えようがないというところだったのですが、世の中的にはそういう声というのが機運が高まっているかと思います。それを背景に私どももそういう形での要望はしていったりもしているのですけれども、町も団体としてもしっかりとそういう声を伝えていっていただきたいというふうに思います。

また、明石市のほうでは投票に行った方が証明書を提示すればクーポンが配布されるようなサービスが行われたようではありますが、そのようなことも研究する価値はあるのではないかと思います。

先ほど来、部長のほうから他市町の取り組みについてはしっかりと研究をしていきたいというふうな答弁をいただいておりますが、それも含めての答弁という形でよろしいでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） おっしゃるとおり、クーポンの配布等も効果があるということを含めて研究しながらいろいろな取り組みについて調査していきたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういったことを調べていただいて、実際に確認していただくと思っていたより意外とこういうことってできたのだなというような事例があるかと思います。

ほかのことですけれども、以前の一般質問で提案させていただいたことを調べていただいたら実際にこういうことができたんだというのも、実際事業化されているのも確認させていただいておりますので、しっかりとそういったところを確認していただきたいなというふうに思います。

実はなのですけれども、先ほど来からありますが4年前にもこちらの内容、ほぼ同じ内容を質問させていただいています。答弁につきましても、そのときとほとんど同じ答弁になっているかと思うのです。

どのように検討しどのように研究したのか。一番最初に必要性を確認しましたのも4年間の間での答弁、またやっている内容につきまして変わりが無いというところがありましたので、一番最初にそこについては必要性を感じているのかというような質問をさせていただいたのですけれ

ども、優先順位はもちろんいろいろあるかとは思いますが、4年あれば何か違うことをもう少しは取り入れたりできたのではないかというふうに思うのですけれども、そのあたり、この4年間の取り組みにつきまして何か思いながらやられたということがありましたらお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 町の公式のLINE、フェイスブック等充実したメディアのほうもございます。そういう中で、町が若い方にも投票に行っていたけるようにということで投票の呼びかけ等をさせていただいたというところが、今回4年間の間に取り組めたところかなというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういった形での新しい取り組み、また若い世代への啓発というのは今後もしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

今の件もあるのですけれども、昨年町長が替わられたことで太子町は何か変わるのではないかと、また新しい体制はどうか、期待や希望の声を多々聞くことがあります。そういった声というのは町長は聞かれておられますでしょうか。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） 具体的に様々な方と出会う機会が増えましたので、30のお約束についてどうなのかとか今後どういうふうな方向で考えておられるのか等々を踏まえて様々な御意見は聞いておりますし、そういう要望も個別にですが聞いております。

それは町長になったということもありますが、様々な会議に出席をし町民の方々と触れ合う機会が増えた、そういう結果もあるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういった機会も増えたということもあるかと思いますが、多分肌感覚でそう聞かれていらっしゃる時に感じられているのではないかと思います。昨年の町長選に続きまして今回、町議会の選挙もありました。まだ1カ月ほどですけれども議会に対して、また議員私個人に対しても激励の御声援等をいただくことが多く感じますし、あまりあれなのですけれども最年少で松浦議長が誕生したということで議会も含め町が何が新しく変わってきているのではないかと期待の声は大きいかと思います。

職員の募集に関しましても、先日の定例記者会見資料にも添付されておりましたが工夫を凝らした広報、募集の内容ですとか年少人口比率の高さや職員の平均年齢の若さ——若いと思うのですけれども——をPRされて、そういった募集もかけたりなんかもされています。

町民からの高い期待や何か変わるかもしれないという思いに応えるためにも、この一般質問の件だけではなく新しいチャレンジや改革を町長の下、しっかりとやっていくことを住民に分かりやすく示して動いてほしいというふうに思うのですけれども、通告と少しずれていますけれども、町長のほうで何か思うところがあればお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） 選挙公約の中にもあるのですけれども、着実に町民の皆さん方の御意見も聞きながら、あるいは議員の皆さんの御意見も聞きながら、双方向の話し合い、「和をもって貴しとなす」の精神に基づいて、丁寧に話し合いをしながら着実に目の前の課題を解決していくというのがベースにあります。

本年度は、特に行政改革の本部を立ち上げて、現在各部署横断的に調整をしております。8月、盆を過ぎたぐらいに何とか内部の大枠の調整ができる予定ですので、盆を過ぎた後、各校区

単位でその行革の案を町民の皆様、あるいは議会の皆様、あるいは各種団体の皆様等々関係者の皆様にもお示しをさせていただき、そして丁寧な話し合いをしながら今後のあるべき姿、聖徳太子没後1500年に向けての礎を築いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ぜひともこの一般質問の件も含めてそういった新しいチャレンジ、取り組み、また改革をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

話は戻るのですが、単純に投票率だけ上げればよいということではないのも分かるのですが、子供たちへの教育や有権者への喚起によりまして町の将来、またこの国の将来を決める選挙の投票率の向上を目指すことは決して悪いことではないと思いますので、実際の声を聞いていただきまして、行政、また学校としましてもできることを研究して進めていっていただきたいなというふうに思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校における取り組みですけれども、主権者教育ということで力を入れております。そのほかにも、このたびは中学生が防災無線で選挙啓発の放送をさせていただきましたけれども、あれは生徒にとって非常に貴重な経験になったと思いますし、選挙に対する意識も高まったと思っております。

あわせて、例えば児童会選挙、それから生徒会選挙等のときには選挙の大切さ、投票すること、また投票されることということを教室でも子供たちに伝えております。

いずれにしても、そういう教育を続けて子供たちがきちんと選挙に対する意識を持てるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） これは教育委員会の事業ではございませんけれども、昨年8月に中学生議会というものを議会事務局のほうで計画いたしました。太子町議会500回記念ということで開催していただきました。

それで、この結果については皆さん御承知のとおり中学生の質問が最終的には町の施策につながったというようなところがございます。こういった成功体験を重ねていくということが選挙に対する関心につながりまして、年齢はまだ選挙権まで達していませんけれども最終的にはそういった投票率につながっていくものというふうに考えておりますので、こういった取り組みには積極的に教育委員会としては携わっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今、次長がおっしゃられたとおりで、本当にそういうきっかけというのを、私も地域のお子さんがそれに参加されていらっしゃった方とばったり地域でお会いしたときに、お母さんも含めてすごい喜んでいらっしゃった声を聞きました、そういうきっかけをつくっていくというのは重要なのだなというふうに改めて思っております。

最後に、もちろん我々出る側もしっかりと日々の活動を通じて町政運営や政治に関心を持っていただけるように活動していこうと個人的には思っております。実際に、自分の家の子供も4年前には実はそんなに興味ないということを、話をしようとしても政治の話になったら逃げていくというのを4年前もこの場でもお話しさせていただいたのですが、最近になりましては一緒にそういった番組、ニュースなどを見ながら話ができたりですとか、また周りの友達なんかも

少しですが興味を持ってきているのではないかというふうに感じるようになりました。

また、いろんな会合でお会いしましたお父さん方も、「我々と同世代がそのような場で、議会という場で活動していることを知ったらネットを見てみたいというふうに思いました」というような意見を頂戴したりとかしていますので、引き続きそのような方が増えるように活動していこうと思いつながら次の質問に移らせていただきます。

さらに美しく住みやすい環境の町にするためにという質問です。

第6次太子町総合計画のプラン3「未来を守るまち」の環境保全活動の推進の中で、ごみの不法投棄についての記載があります。私は、ごみのポイ捨ても含まれていると思っておりますが、SDGsという言葉が当たり前になってきている現在において、ごみを出さないリデュース、繰り返し使うリユース、資源の再利用のリサイクルと併せて地域の環境活動としてポイ捨てをしない、させないことが重要でないかと考えております。

以前より美化についての意識は高まっており、ポイ捨ても少なくなっていると感じておりますが、道路や田んぼ、また溝、植栽などに目をやるとまだまだ多くのごみが落ちているのを見かけます。

太子町には、昭和51年4月に制定されました町民憲章の中に「清潔で、美しい環境の町をつくりましょう」とあります。さらに美しい町にするための取り組みを考えているのかを確認いたします。

- (1)実際に町内を見て美化について感じることはあるか。
- (2)子供たちへ美化意識の醸成に対する取り組みは。
- (3)モラルの向上で減ってはいるが、犬などのふんへの対応は。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうからは、(1)と(3)についてお答えいたします。

まず、(1)実際に町内を見て美化について感じることはあるかという点でございます。

私自身も通勤途中とか役場庁舎の周辺を清掃する中で、ごみは減っていることを実感しております。ポイ捨てのごみ量を比較する上で一番最適なのが、本町が12月に行っております全町クリーン作戦、ここでのごみの集計で比較して紹介していきたいと思っております。

まず、直近の令和4年12月の全町クリーン作戦で収集いたしました収集量は2.81トンでございました。これに對しまして、10年前の平成24年では4.1トン、さらに10年前、都合20年前の平成14年ですけれども13.1トン、さらに10年前の通しで30年前、平成4年でございます、10.9トンでございました。

このように、20年以上前では10トン以上のごみの収集量でございましたけれども、現在直近では2.81トンということで、ポイ捨てなどによるごみは確実に減っているものと認識してございます。

しかしながら、ごみが全くなくなっているわけではございません。

議員御指摘のように、太子町町民憲章におきまして「清潔で、美しい環境の町をつくる」ことが明記されております。町といたしましても、不法投棄を抑止する看板の設置やパトロール等によりまして、さらに美しく住みやすいまちづくりに努めてまいります。

続きまして、(3)モラルの向上で減ってはいるが、犬などのふんへの対応はということでございます。

犬のふんに対する苦情につきましては、年に数件程度でございますけれども生活環境課のほうに寄せられております。その際におきましては、飼い主の方にふんの後始末を促す啓発看板を自治会のほうに提供いたしましたり、自治会内の回覧などによって啓発をお願いしているところで

ございます。

また、町のホームページにおきましては、犬のふんの始末は飼い主の責任ですということで広報しているところでございます。

今後におきましても、ホームページなどで広く啓発するとともに、個別の案件につきましては自治会と連携した啓発看板の設置等によりまして適正な後始末を飼い主に訴えてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 続きまして、私からは(2)子供たちへの美化意識醸成に対する取り組みについてお答えいたします。

小学校の学習指導要領「特別活動」の内容で、社会参画意識や働くことの意義の理解を目指す活動として清掃活動が明記されております。本町におきましても、小・中学校ともに毎日の教育活動の中に清掃の時間を設けており、先ほどの目的に加え、清掃により身近な環境を整え、美しい学校にするといった美化意識を子供たちに持たせる指導を行っております。

また、小・中学校ともに保護者や教員、児童・生徒が共に学校を清掃する奉仕作業や、小6、中3が卒業前に学び舎に感謝の心を持って清掃する愛校作業も行っております。

地域での活動といたしましては、中学生がトライアルアクションとして町内のクリーン作戦に参加し地域貢献活動を行うことで、自分が住む町を美しく住みやすい町にするという意識の向上につながる指導にも努めているところです。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 数点、確認させていただきます。

子供たちにつきましては学校でも——我々も子供の頃からそうだったのですが、自分の子供たちも学校でそういう清掃活動を行っているのを見えています。落ちているゴミを見ると子供が出すゴミじゃないものも結構落ちていたりもしますが、子供のときからの教えや継続されたことでも当たり前で捨てないとかそういったことが当たり前になることが徐々に効果を発揮するというのは、先ほど部長のほうからの説明もありましたとおりゴミのポイ捨ての量が減っている、また自分の体感でも減っていますし実際の数字としても減っているということがそういった効果を徐々に生み出してきているのじゃないかなというふうに感じますので、引き続き学校のほうでもそういった取り組みを継続して行っていただきたいなというふうには思います。

あとまた先ほどペットの件につきましても年に数件ですがそういった連絡があるということで、見ていまして実際に飼い主の皆さんきっちりとされていらっしゃるなというふうに僕も感じながら見ているのですが、コロナ禍などでペット需要が増えまして飼われる方が増えているかと思うので、そういった方にも今後も引き続き飼い主に対して啓発をしっかりとやっていただき、動物も含めて飼い主、またそれを見られた方が居心地のよい場所になるような町に引き続きやっていただきたいなというふうには思うのですが、そういった啓発を引き続きやっていただけるということで思っていればよろしいでしょうか、改めてになりますがお願いします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 引き続き、これら啓発活動に努めていきたいと考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 飼い主、そして飼われている動物もですし周りにおられる方、生活されてい

っしやる方も気持ちよく過ごせるような町であってほしいなというふうには思います。

その中で、この太子町としましては町自体のある場所が駅への動線ですとか、また国道やバイパス、そういったものもある交通の要衝であることから通過する過程でのポイ捨て等もあるかと思っています。

ですので、町内外にアピールするためにもポイ捨てをしない町宣言のようなことを考えてはどうかと思っています。

いろいろな町でポイ捨て禁止条例とか爽やかな環境づくり条例という形で条例として取締りを行っているところもありますが、そこまでするのもなかなか難しいところもあるかとは思いますが、まずは宣言という形で、ごみをポイ捨てしないという当たり前のことになるかとは思いますが、核廃絶宣言とか差別をなくそうなど当たり前の宣言をしている市町も多いことですのでおかしくはないかなというふうには考えてはいるのですけれども、そのあたりはどのように思われますでしょうか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 様々な宣言をしている町があるのですけれども、確かにごみというのは全国的な問題でございまして本町も宣言をすることの意義はあるかと考えております。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 町民の機運、またこの町をもっともっときれいにしたいという思いなどを受けて、そういったところもしっかりと検討していただきたいというふうには思います。

また、子供たちを対象にした、ごみ拾いを競技化して地域の美化を進めていくという取り組みを大分前にこの場で提案させていただいたこともあるのですけれども、他の地域では多くの地域が取り組んでいると聞いております。

それは自治体が主導しているのか、もしくはそういうNPOがやっているのかいろいろあるかとは思いますが、太子町でもそういった提案を受けたときに早く取り組むことで美化とPRになったのではないかと思います。

過去は「検討」というだけで終わったりできない理由を聞くことが多かったのですけれども、そういった提案をしっかりと聞いて研究をし導入を考えて何事にも前向きにやっていける、そして町長も替わりまして以前とは違うことも分かっておりますので、できない理由などを考えず、どうすればいいのか、効果を生むことができるのかを研究する必要、また姿勢を何事においても持っていただきたいというふうに思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） これは私の性格もありますけれども、県下でトライやる・ウィークが全県一斉で出たときのキーワードが、「ノーの理屈よりイエスの知恵を」という言葉でした。町民、あるいは町内の子供たちを真ん中に据えてプラスになること、あるいは幸せにつながるということ物差し、ぶれない物差しの中で事業推進、施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の内容はすばらしいなというふうに感じましたので、そういった取り組み、子供たちのことも含めて町政に対してのことでいろいろとそういう物差し、判断軸を持ってしっかりと引き続きやっていただきたいというふうに思います。

あとですけれども、内閣府が定める2023年度SDGs未来都市に兵庫県が選ばれるなど県でも取り組みが活発になってくることは必須である中で太子町としても県と歩調を合わせることが必

要だと思いますが、そのあたりの内容、話というのは何かありますでしょうか。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） 太子町は現在、第6次総合計画が基本で今動いています。それぞれの項目について、SDGsを意識して着眼しながら進めております。県下では今、宣言として幾つかの市町は先日も新聞報道されておりましたが、太子町におきましてはまず様々な施策をその観点で見直しながら着実に進め、その段階でそれが町民全体、あるいはそういう意識の醸成等々ができればそういう取り組みにも高められると思いますが、現在のところは基本計画に位置づけてそれぞれを点検しながら取り組みを推進していく、そしてKPI指標に基づきながら着実な成果を上げていくという状況でございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういった形で町の取り組みをしっかりとやっていかれるということですが、そういったSDGs、当然の言葉になってきておりますが、そういった事業をしっかりとそういった観点からもやっていただきたいというふうに思います。

この質問をさせていただいた中なのですが、きれいな町にすることで住みたくも思いますし住み続けたいというふうにも思います。住民や地域の企業の方の努力や協力で本当に以前よりごみのポイ捨てなどが減っているかとは思いますが、さらに住みたい町を目指して行政でもできることはこれからも一緒にやっていただきたいというふうに思いながら、一般質問のほうを終了させていただきます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午前11時43分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

次、玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 一般質問の通告書に従って、質問をします。3番玉田晶久でございます。

その1つ目、リサイクルごみ収集時の住民の立ち番について質問します。

瓶、紙パック、ペットボトル、缶、あるいは紙製容器包装、プラスチック製容器包装がリサイクルごみとして収集が始まったのは20年以上前のこととあります。開始当初は、分別方法を徹底するために住民の協力を得て立ち番を置いておりました。現状では、コンテナを当番が出した後立ち番を置かずに収集をしている自治会もあれば、開始当初から同じように変わらず立ち番をしている自治会もあります。時間も把握している限りでは30分から1時間とまちまちのようであります。共働き世帯が多い中で、朝の立ち番をなくしてほしい、こういう要望があちこちで聞かれておるのが現状であります。

そこで、次の大きく2つの点を質問いたします。

(1)各自治会の立ち番の現状について。

①立ち番について、役場から自治会への協力依頼はどのような内容かを問います。

②町内各自治会の立ち番の現状はどうなっているか、立ち番の有無、立ち番の時間帯、立ち番の内容について質問いたします。

(2)今後の立ち番の在り方について。

①分別が徹底できるならば、立ち番を置かなくてもよいとの広報をすべきではないか。

②効率的な方法を実施している自治会があれば紹介すべきではないか。

1 つ目の質問は以上です。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

(1)の①でございます。家庭ごみの収集につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして町が収集を行うことが義務づけられている中で、ごみ集積所の管理につきましては使用されている自治会をお願いをしているところでございます。

その中で、ごみの減量化、再資源化の推進を図るため、リサイクルごみの適正排出を行っていただけるように自治会へ管理の御協力を依頼しているところでございます。

②立ち番の現状でございますけれども、自治会によってルールは異なるところでございますが、主に収集日の午前8時30分までに住民がリサイクルごみを集積所に排出する際、支障が出ない時間帯に立ち番を開始していただき、分別指導やリサイクルごみを入れるコンテナの準備、リサイクルごみの飛散防止等の御協力をいただいております。

続きまして、(2)の①でございます。御指摘のとおり共働き世帯の増加などライフスタイルの変化によりまして立ち番を廃止できないか、そういった自治会長などからの相談がございます。その際には、現状等をお伺いしながら、分別の徹底、コンテナの用意及び自治会内の合意形成などを踏まえて、自治会の御判断で立ち番を廃止して問題ない旨をお伝えしているところでございます。

全ての自治会に立ち番の廃止ということにつきましては役場から通知をお出しすることも可能ではございますけれども、自治会によってはリサイクルごみの排出量、あるいは設置箇所の周辺環境も違います。コンテナの出し入れや強風によるごみ飛散への対応が必須の箇所もございます。立ち番を廃止した場合、分別の徹底以外に立ち番制度を活用することにより保たれておりました秩序や環境保全が悪化することも懸念されますので、そういった悪化した場合の対応を自治会役員が担うという可能性も想定されるところでございます。

そのメリット・デメリットを十分検討いただきました上で、立ち番の廃止について御検討いただきたいと考えております。

現時点では、御相談いただきました自治会個別に対応していきたいと考えているところでございます。

効果的な方法を実施している自治会があればということでございますけれども、今後におきまして立ち番廃止へ移行している自治会に工夫している点とか問題点をお聞きいたしまして、立ち番廃止を検討している自治会からの相談に活用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 幾つか確認をしたいのですが、20年以上前から始まった分別収集なのですが、昔、各自治会を部落というふうに言っていた、私は松田自治会なのですが、松田部落から松田自治会ということに変化をしていきまして、そのときに要は自治会ですから住民としては自律の精神、自律というのは自ら律するという自律もありますし自ら立つという自立もでございます、つまり自律（自立）の精神で何事もやっていくべきではないかということの基本を考えて、そういう意味でいうとごみ収集についても確かに今言われたように自治会によって環境というのはまちまちであるということは重々承知の上でなのですが、そもそも住民自身がそういうことをやらなくてもいいものだという理解がないところもあります。

どうしても立ち番をしなきゃ駄目だというふうに理解している住民もあれば、自治会長によっ

でも役場と相談をして自ら立ち番を置かないで収集をしていくという、そういうふうに理解をしていない自治会長もありますので、20年間ずっと同じやり方ではなくて新しい改革の方法でやっていったらどうかと。

そこで確認なのですが、太子町は66の自治会プラス2つの自治会長を置かない地域があるというふうに理解をしておるのですけれども、その68の中でごみ収集の立ち番を置かないでやっている自治会がどれぐらいあるのか教えていただきたい。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） これにつきましては担当課のほうにも確認いたしましたが、相談を受けたのだけれども、その後、追跡調査等はしていないということで、現在全く把握できていない状況でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 ぜひその把握をしていただいて、例えばその連合自治会等に立ち番を置かないでもやれる、そういうことであれば住民の皆さんと協力をしてやってほしいというそういう指導をいただけたらと思いますけれども、それは1つ質問を後でします。

私のところの経験をお話ししますと、私のところもほかのところと同じようにいわゆる共働き世帯が随分増えまして、朝7時半にコンテナを出して8時までの30分間、立ち番をするというふうに従来からしてきました。そこで、立ち番を置かないでやれないかという話を自治会の人から、多くの人から聞きまして、役場のほうと相談をしてきちっと分別ができるようであれば立ち番を置かなくてもいいよ、こういう役場からの指導があつて、2カ月間、一月4回ですから8回、要は2カ月間の試行期間を取りまして、その8回のうちで3回、うまくいかなかったのです。立ち番が今までおつて、例えば紙が出されて今日は紙の日じゃないですよとか立ち番がいろいろと指導してきたところで、ぱっと2カ月間、立ち番なしでやったのです。8回のうちの3回、収集されなくて残っていたのです。

それから、違うものが残っていて——私は自治会長もしているのですけれども、リサイクルごみを入れに行った人から、「自治会長、変なものが出てるで」と言われたら、すぐ飛んでいかなあかんわけです。

だから、その2カ月間というのは役員としては非常に大変な試行期間であつたのですけれども、そのたびごとに住民の方に周知をして、何とか2カ月間の試行期間を経て、3カ月目から無人の収集をしてきたということであるのですけれども、それでも約3年がたちますけれども、3年のうち——3年掛ける12カ月の平均4回、だから150回くらいになるのですか、ざっくりと。1年が52週ですから3年で150回ぐらいの期間が過ぎているのですけれども、その中で3回ぐらい徹底ができていないというのがありました。

しかし、自治会員はそういうことをしたことによって非常にありがたいというか……。ただし今のところ当番の人にコンテナを出すことはやってもらっている、しかし立ち番はしなくてもいいよ、こういう対応で私どもの自治会としてはやっています。

そういうことがありますので、どれぐらいの自治会が立ち番なしでやっておるのかそこらあたりをぜひ調査いただいた上で、生活環境課から連合自治会になるのかそのルートは別にして、そういうことができますよというようなことを周知していただいたらどうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 行政といたしましては、リサイクル資源ごみの分別が結果として

完全にできておれば、そういう立ち番を置かないということも問題ないと考えておるところでございます。

収集日にリサイクルのステーションまで持ってこられている御家庭の方は資源ごみのリサイクルに協力いただいている方でございますので、問題が発生するとすれば先ほど申されていましてように違う種類のものを出されるとか、あるいは家庭内での分別の徹底ができていないとかが考えられるところでございます。収集場所へ出す前に家庭内で再度チェックしておけば、収集場所ではじかれることもなく資源ごみ回収がスムーズに行われるに違いないと考えておるところでございます。

分別収集が確実に行われることが重要ですので、試行的に行ってみまして、問題が発生すればその対処法を検討していけばよいと考えておるところでございます。

朝の早い時間の30分、あるいは1時間という時間は非常に貴重でございます。議員御指摘のように共働きの多い家庭が増えている現状におきまして、こういった朝の貴重な時間が奪われるということも問題でございますので、直ちに全体をという、全自治会をということは難しいとは思いますが、ステーションの場所、あるいはそのごみが強風で飛んでいかない場所とかいろいろございますので、やりやすいところから徐々に試行的にやっていき、その情報を全自治会へ周知していくというような方法で徐々にやっていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほど徐々にやっていくということの答弁をいただいたのですが、要は町民の方が絶対やらなければならないというふうに認識されている方が随分多いのです。私もいろいろな町民の方から聞かれておるのですが、「私のところは立ち番をやっていないですよ」と言ったら、「え、そうなのですか」と。だからほかの地区——この会場にいらっしゃる方がどういうふうに認識されているか分からないのですが、ごみがきちんと分別できて管理できればいいのだよということとぜひその方向でやっていただきたいというふうに思います。

ただし、そういうことをやろうとすると必ず反作用というのが出てくるのです。例えば、今部長がおっしゃった「風で飛ぶじゃないか」という。これはバンドがありますからごみを入れた後にしっかりときちっと蓋をして帰っていただくということ、これをやらないと風がきつときにはもう軽いものだったら飛びます。ひっくり返ってがらがらとペットボトルなんか散らばるとい、私はそういう経験もしているのですが、だからそういうきちっと管理をしようよというそういう自律（自立）の精神といいますかそこらあたりをきちっと周知していただいをお願いしたいということと、もう1つ、こんな理屈を言う人も出てくるのです。

立ち番をしてごみを出しに来る人が元気でやっておるんやと、そういう見守りの活動にもなっているんやと、だから立ち番は置かないとあかんのやと、こんな意見も出てきます。いろんな意見が出てきます。ただ、いろんなことは出てくるのですが、新しいことをやろうとすれば必ずいろんな意見というのは反作用として出てくるわけで、そこらあたりを克服しながらぜひ前向きに考えていただきたいということで、1番目の質問を終わります。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後1時00分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、玉田晶久議員の一般質問を続行します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 では、大きな1番については午前中に終わりましたので、大きな2番、小学校区の再編についてというところで質問をいたします。

様々な少子化対策が行われておりますけれども、一向に進んでいないのが現状であります。龍田幼稚園では今年度の入園児がなく、龍田小学校においても現状のままで行くと四、五年後に複式学級の可能性がございます。一方で、町内には太田小学校などマンモス校も存在しているのが現状であります。

子供たちに適正な教育環境を提供するとともに、地域のコミュニティとしての学校園を存続させることが肝要だというふうに考えております。

そこで、下記の点を質問いたします。

(1)過疎・過密解消のための取り組み経緯について。

①過去に学区再編の取り組みまたは準備行動があったのかどうかを質問します。

②その経過と結果はどうであったかをお尋ねいたします。

③都市計画の見直しなど学区再編以外の過疎・過密解消対策に取り組まれたのか、あるいはその結果はどうであったかをお尋ねいたします。

(2)今後の過疎・過密解消の方向性についてお尋ねします。

①教育委員会の方策をお尋ねいたします。

②地域の意向集約を含め、第三者機関などを設けて本格的な解消に向けての方策が必要ではないでしょうか。

③学区再編が最も効果のある方策と私は考えますけれども、それに対する見解をお尋ねいたします。

④令和5年度から姫路市で行っております小規模特認校制度、具体的には地域の特性や少人数教育のよさを生かした教育活動を進めている小学校（小規模特認校）に通学したい、こういう保護者の方が太子町にいらっしゃった場合に、一定の条件下で校区外の小学校に通学をする、こういうのを認める制度でありますけれども、これらの制度の活用ができないかをお尋ねいたします。

⑤側面支援として、教育委員会じゃなくて行政側の取り組み方策があるかどうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 私からは、(1)の①、②、それから(2)の①から④についてお答えさせていただきます。

まず、(1)の①過去に学区再編の取り組みまたは準備行動があったかどうかについてでございます。

議員の御質問にございます過疎・過密解消という言葉、大規模校と小規模校の児童の差を踏まえた校区の在り方の検討と捉えてお答えさせていただきます。

出生率の低下や都市計画に基づくまちづくりの取り組み等によりまして、小規模や大規模校が併存しております。これまでも校区の見直しや再編についての御意見、御質問を一般質問等でもいただいております。教育委員会では適正規模、適正配置の検討協議も内部で進めてきました。直近では、令和元年9月議会において、当時の議員から小・中学校の再編について御質問をいただいております。

校区再編に関する取り組みとしましては、平成30年度に町内4小学校に依頼し、保護者対象のアンケートを実施しております。

②経過とその結果はどうであったかでございます。

平成30年度に町内4小学校で実施したアンケート調査の結果につきましては、各学校で毎年行っております学校評価に各小学校共通項目として2項目。まず1項目めでございますけれども、学校は児童数、学級数などその規模にかかわらず実態に応じた教育を行っているかどうか。2つ目でございます、学校は現状の校区において人材、教育力など地域とのつながりを生かして適切な教育を行っているか。この2項目を追加しまして調査いたしました。

2項目とも各小学校において「そう思う」、「当てはまる」といった回答が8割から9割以上という結果でございました。また、回答率は、いずれの学校も9割以上ございました。

このようなアンケート結果を踏まえまして、校区再編については町全体の課題として慎重に考えていくべきものと判断し、現状の校区を維持しております。

(2)今後の過疎・過密解消の方向性について、①教育委員会の方策は何かでございます。

町内には大規模校と小規模校の児童の差が大きな学校として太田小学校と龍田小学校がございしますが、御存じのとおり太子町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、太子町立幼稚園の通園区域に関する規則により、各学校園の通学区域、就学・就園する学校園を定めております。

大規模校と小規模校の児童数の差を踏まえた校区の在り方の検討の方策としましては、校区再編、学校の統廃合などが考えられますけれども、いずれについても町全体の課題として今後も慎重に取り扱っていくべきものと考えております。

②地域の意向集約についてでございます。

校区の見直し、再編などを議論するに当たっては、議員御提言のとおり地域の意向集約は必要であると認識しております。今後、再度のアンケート調査実施など地域の意向を確認する方策の必要性を検討してまいります。

また、いろいろな角度から議論し、必要であれば第三者機関の設置も視野に入れながら校区の在り方を検討していきたいと考えております。

③学区再編が最も効果のある方策と考えるかという問いに対してでございます。

学区再編につきましては、校区は地域に根差した単位でありますから、住民の皆様にはそれぞれの校区や地域の学校への愛着がございます。旧来からの枠を外すということについては住民感情においても抵抗があるものと思われますので、一部住民の意向や行政の主導だけで実行できるものでもなく、また学校規模の均衡だけで分割できるものでもございません。

先ほどお答えしましたとおり、保護者アンケートの結果も踏まえ現状の校区を維持しております経緯がございますので、今後のまちづくりの流れにより保護者や住民の方々の見直しの機運に大きく変化が見られ合意形成が図られるまでは、現状に即した対応を取りながら注意深く推移を見守りつつ検討していきたいと考えております。

④令和5年度から姫路市で行っている小規模特認校制度の活用についてでございます。

議員から御提言いただいております小規模特認校制度などの活用につきましては、近隣自治体の状況を見ながら地域のコミュニティとしての学校園の存続に向け、より効果的な方策を今後研究してまいります。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私のほうからは、(1)の③都市計画の見直しなど学区再編以外の過疎・過密解消対策に取り組まれたのか、またその結果はどうであったのかについて答弁をさせていただきます。

昭和46年に、市街化区域と市街化調整区域に区域区分の線引きが行われております。龍田地区の一部を除いては市街化調整区域に位置づけられており、それ以降、平成18年に地域活力再生等

区域（現在の居住者とその家族が住み続けられる区域）としまして特別指定区域を指定しております。当該地区に10年以上居住された方に対して、地縁者として住居を建設することが可能となっております。

また、同年にバイパスの太子北インター周辺におきまして沿道施設集約誘導等区域（流通業務区域）を設定しております。倉庫業等が建築できる建築用途を定めており、現在は誘導区域内の用地が倉庫業等で全て埋まっておるという状況になっております。

また、令和2年、松尾地区におきまして県の特別指定区域制度を活用しまして人口維持、地域の活性化を目指し、新たな居住者やUターン等、誰でも住むことのできる土地を確保するとともに、既存の集落と調和したゆとりのある住環境を形成し、地域の魅力と発信をしてきました。

それ以降につきましては、龍田地区での都市計画法に基づく大きな見直しは行っていない状況でございます。

将来の龍田地区の土地利用につきましては、貴重な資源である自然環境の保全、優良な農地の保全を維持するとともに、一方で特別指定区域制度を活用した既存集落内の住宅の立地を誘導し集落環境の維持を目指し、地域と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 私のほうから、最後の今後の過疎・過密解消の方向性、行政としての取り組み、側面支援はということについてお答えをさせていただきます。

行政の側面支援の方策でございますが、龍田地区に限らずということでもまず1点は人口維持、人口増の方策でございます。

町の人口を維持または増加させるためには、町全体の魅力を向上させて太子町への移住・定住を促すこと、また太子町で育った方々に町に戻ってきていただくことが重要であるというふうに思っております。役場の庁舎内、庁内では横断的にシティプロモーションチームを発足しております。移住・定住パンフレットを作成するなど町の魅力を発信しているところでございます。

もう一点は、都市計画の方面からの方策でございます。

先ほど経済建設部長から龍田地区の特別指定区域等につきまして答弁をさせていただいたところでございますが、今後もそういった特別指定区域制度を活用しまして住宅の立地を誘導しまして住居環境の維持に努めたいというふうに考えておるところでございます。

町の魅力を創造・発信することによって町の認知度を高め、太子町に住みたいとそういう希望を持った人が少しでも多くなるように多方面から事業を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 1点だけ聞き漏らしたというか確認なのですが、令和2年の松尾地区で新規居住者の導入をさせる施策というふうに言われたのですが、どういう中身なのかというのをもう一度お願いします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 松尾地区におきまして、特別指定区域制度を活用して区域内に、地縁者でない全く新規の方が住める区域を設定させていただいております。

現在、その区域内において1軒か2軒か新たな住居を建設されておるということの実績がございます、そういう区域を設定させていただいたということでございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 面積はどれぐらいの面積ですか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 今、面積は手持ちで持っておりませんが、太子北インターから北のほうへ県道が走っておりますが、北へ向いて東へ曲がる部分があると思いますが、その辺りに一部そういう地域活力再生等区域ということで「誰もが暮らし営む区域」という名前で区域の設定をさせていただいております。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 大体分かりました。既に家が1軒、東のほうに建っている辺りですね。分かりました。

昼からの質問に対して議長のほうから質問は簡潔にするようにというそういう教育的指導をいただいておりますので、私がこういう質問をする背景といいますかそこらあたりは全員の皆さんに共有するという意味で少しうんちくを言わせていただきたいなというふうに思っています。

平成の30年を10年ずつに区切って全国の小学校がどれだけ減ってきたかというのを1つお知らせしたいと思うのですが、平成元年から10年までの10年間で全国の小学校が603校減っております。次の平成11年から20年までの10年間で幾ら減ったかといいますと1,819校、3倍に膨れ上がっている。ちょうどこの時期は平成の大合併で市町村の合併が随分進んだ時期ですからそれもありかなというふうに私は思っていたのですが、では次の10年間はどうか、平成21年から30年までの10年間はなんと2,584校、小学校が減っている、こういう状況になっています。

じゃあ、実際に全国でどれぐらいの小学校があるのかといいますと——分母を言わないと理解できないと思うのですが——きっちとした去年、おととしのデータではないのですが、1万9,700校余りが3年ほど前の私立と公立を含めた、国公立も含めた小学校の数だったということになります。

もう1つ、義務標準法に規定する学級編制の標準の数ということで皆さん方と認識を共有したいのですが、小学校の複式学級、つまり2学年を1つにまとめて教育するというのは国の法律で16人になっており、ただし、1年生は少人数で教育しなきゃ駄目だということで1年生を含む場合は8人ということになっております。

ただ、これは国の標準であって、兵庫県の場合は2学年で14人を下回った場合に複式学級にできると、こういうふうに規定をしております。

したがって、私が質問の中であと五、六年もすれば龍田小学校が複式学級になると言った根拠がここらあたりにあるわけです。

具体的に、今年4月1日の龍田地区のゼロ歳児が男女合わせて4名、1歳児が男女合わせて6名、2歳児が男女合わせて5名、4歳児が男女合わせて8名、こういう状態になっています。4歳児が8名ですから、4歳児が1年になるときは複式学級にはならないのだけれども、その次、もしくはその次の年に複式学級の可能性があるという状態になっているという認識はこの場におかれております行政側、もしくは議員としてもそういう状態に置かれていると、こういう実態を認識した上でこの後の話を進めたいというふうに思っております。

先ほど教育次長のほうから地域の意向なりのアンケート調査を各校園で実施をしてきた、それが平成30年のアンケートだというふうにしており、あわせて最近でも学校の評価をするときに保護者の意向調査などをして教育の評価というのですか、評価をする指標として使っている、こういうふうに言われました。

今までの兵庫県で特に過疎地である北部、但馬のほうなのですけれども、ここら辺りは小学校の合併というのがもう随分進んでいるのが実態なのです。何でもこういうことが起きるかという、少人数の学級になると非常に親のほうが不安になるといいますか、そういう環境を知って、それならそういう複式学級、少人数の学校に行かせるのじゃなくてある程度の規模の小学校に児童を移らせたいという親が増えてくるわけです。

親の意向を調査すると、いやもうそういう小規模校は嫌だというようなことから流れが統合というふうに随分傾いていくというのが今までの事例、全国的な事例、兵庫県の事例ということになっておるわけです。したがって私がそこらあたりを危惧するのは、そういう環境が親の意識をそうさせるのであって、意識調査をした上でその方向に進みますよというのは話が逆ではないかなというふうに私は思っている。

そういう意味では、要は複式でどんどん進む環境をつくっておきながら、親の意向がもう合併という方向になるから合併しますねんというそういう方向で今まで随分やられてきた事例があるわけです。

私は、そういう環境にならないための施策が必要ではないのかなというふうに、存在が意識を決定するというのが私の持論なのですけれども、意識が存在を決定するということはないわけで、ですからまずはそういうきちとした複式学級にならないような環境をつくっていく、そういう政策が必要ではないかというふうに私は思うのですけれども、教育委員会の見解をお尋ねしたいというふうに思っています。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 議員お尋ねの複式学級の件について、まず教育委員会の考え方をお答えさせていただきたいと思います。

5月末現在の出生数をそのデータを当てはめてみますと、確かに議員おっしゃるように令和10年度におきまして複式学級編制の対象人数になる可能性がございます。

ただ、教育委員会といたしましては、現状においては複式学級にならないようにそういった努力をしていくという考え方でおります。

あと、議員の御質問の中にもありました小規模特認校制度についてでございますけれども、確かにこういったやり方も今後研究してまいります。

あらゆる可能性、こういったものを検討した上で総合的に考えて、教育委員会としては龍田小学校の維持というものを考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 複式学級にさせないというそういう強い決意をお聞きしたわけですが、最初のうちは確かに教育委員会の配慮といいますか、要は先生の加配がないと多分複式学級になっちゃうのじゃないかなという、可能性としては僕はそういう数字どおりのことで話をしたわけですが、そういうある程度の加配の配置がないと単独で学級をつくるということにならないのではないかなというふうに思うのですけれども、当然そこにはお金が伴うわけで、本来であれば学校の先生というのは県から予算が下りてくるというふうに承知しているのですけれども、加配をするときに、じゃあ町の負担がなく複式学級にしないための先生の配置というのができるのかどうか、そこらあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 学級編制に当たりましては、教職員定数で割り振られた専科教員を活用するなどこういったことで複式学級の解消というのを1つ考えておるところでございます。

す。

以上です。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 それは県の予算で配置できるということですか、町の予算で配置するということですか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 専科教員につきましては県費負担教職員でございます。

ただ、そのほかにも例えば主幹教諭マネジメント機能ですとか兵庫型のシステムですとかそういう加配が、常勤の場合、また短時間の場合がございますけれどもそういう加配も取れますので、そこは努力をして加配をつけて、それから町の職員、教員というのも何人か配置しておりますので、そういうところの活用も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 学校の評価をするときに保護者のアンケート等を考えて評価をしているというふうに聞いたのですが、それは毎年の評価をして学校の評価に反映させているということでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校評価は毎年行っておりますので、保護者の意見も毎年聞いております。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 それは公開はできるものですか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） ホームページ等でどの学校も公開はしております。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 分かりました。私の認識不足で——大概のことはチェックしているつもりだったのですが、またチェックをしてみます。

姫路市でやっている、この令和5年度から夢前町の苅野小学校で今小規模特認校をやっているのですが、その事例は詳しく御存じであるのか、もしくは太子町にそれを当てはめようとすると何か障害があるのかどうか、そこらあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 本年度、姫路市において安富北小学校と苅野小学校が小規模特認校としてスタートをしております。

詳しい内容まではまだ視察も何もしておりませんが、例えばユネスコスクールですとか、あとは苅野小学校におきましては地域と連携した行事等をされているというふうに聞いております。そういう地域と非常に密着した教育活動でありますとか、あとは少人数を生かした授業でありますとかそういう部分を参考にしながら、将来的には龍田小学校においても検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 ありがとうございます。

単純に制度としてはいいのだけれども、実際にそれを龍田小学校に当てはめていいのかどうかというのはよく研究していただきたいと思うのですが、例えば1学期だけでもいいよということではなくて、ある程度の期間を通ってもらわなきゃ駄目だとか、あるいは親が責任を持って龍田小学校に連れてくるという、遠くの場合は歩いてくることはできませんので親が登下校を

責任持つてするとかいろんな条件があると思うのですけれども、そこらあたりはしっかり研究していただいて、太子町の龍田小学校に当てはめられるようであれば、ぜひとも児童数を増やすためにそういう制度も活用していただけたらなというふうに思っております。

それから、大規模校、小規模校の令和元年9月に小・中学校の再編のアンケートをされたというのはこれが一番最近かなというふうに思うのですけれども、一番最新のバージョンといつになりますか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 平成30年度でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和元年9月というふうに聞いたのですけれども、それはおっしゃっていないですか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 校区の再編に関する一般質問が令和元年9月の議会であったということでございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 以上で私のほうの質問は終わりますけれども、先ほどの姫路市の制度も私が調べたわけではなくて小学生の親御さんが、「晶久さん、こんな制度があるんやで」と、「ぜひともこういうものも活用しながら龍田小学校をなくさないでほしい」という保護者の方からそういう提案をいただく、あるいは「もうぜひとも絶対龍田小学校をなくしたらあかんで」というそういう声もいろんな親御さんから聞いておりますので、そういう基本的な考え方の下に龍田小学校を存続させると同時に、子供たちの教育機会の均等と併せて地域のコミュニティになっているというそこらあたりの大人のコミュニティの中心になっているのが小学校やということも含めて考え合わせていただいて、ぜひとも健全な学校運営にさせていただきますようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 以上で玉田晶久議員の一般質問は終わりました。

次に、中島貞次議員。

○中島貞次議員 13番公明党中島貞次、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

1年半ぶりの一般質問のため、なかなか雰囲気慣れないのですけれども、その辺は当局としてもどうかよろしくお願いいたします。

さて、通告の1番です、デジタル田園都市国家構想について質問いたします。

社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、いわゆるアナログ世界からデジタルの社会へと大きく転換をしている中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指していくのがデジタル田園都市国家構想の狙いの1つであります。これは、政府のデジタル庁発足と同時にこういう1つの狙いがあったわけです。

太子町においての取り組みについて尋ねます。

(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決について。

①地方に仕事をつくる。

②人の流れをつくる。

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

④魅力的な地域をつくる。

(2)デジタル実装の基礎条件整備について。

①デジタル基盤の整備。

②デジタル人材の育成・確保。

③誰一人取り残されないための取り組み。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 令和4年12月23日に閣議決定のありました国計画の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」については、これまでの地方創生の取り組みの成果も踏まえつつ、人口減少・高齢化等の地方が抱える課題をデジタルの力を活用することによって解決し、地域の個性を生かし持続可能な経済社会を目指す計画でございます。

本町の第6次総合計画に内包しております「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和6年度に終了することから、本町においても今年度にアンケート調査を実施し、令和6年度に改訂業務に取り組む予定でございます。

町計画の改訂に当たりましては、計画名称を国計画に合わせた名称に改めるとともに、国計画に掲げる「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」の4つの施策の方向性を踏まえ、各分野に精通した有識者による会議や計画策定委員会等の会議を経て持続可能な取り組みを検討し、計画に盛り込む予定としております。

次に、総合戦略ではデジタル技術の実装を行い、多岐にわたる地方社会課題の解決を図ることとされています。地方においては、通信環境の整備などのデジタル基盤の整備やデジタル人材の確保を図り、あわせてデジタル技術になじみの薄い高齢者や障害者を含め、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる取り組みが求められているところであります。

太子町においても、改定された太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、国が推進するデジタル実装の基礎条件整備を活用し進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 デジタル田園都市国家構想については、地方を中心にして先ほど言われましたように人口減少、少子・高齢化、過疎化と、もう1つは東京圏への一極集中や地域産業の空洞化というそういう局面、問題に直面している中で、地方創生の成果を最大限に活用しながら地方活性化をしていくためのデジタル社会実現というふうには聞いております。

でも、実際にはデジタル化は徐々に進んでいるところであると思います。例えば、GIGAスクール構想もそうですし、一般的にはキャッシュレスの社会というふうに徐々にデジタル化が一部では進んでおります。

このような状況の中で、太子町としても先ほど言われましたとおりこれからいろいろ国のデジタル田園都市国家構想に関連して町としてもこれから体制を整えていくということで、委員会をつくっていろいろしていくというふうな話が先ほどありましたけれども、この委員会の内容について、例えば構成メンバーとかそういうものを現状で分かる範囲でいいのですけれどもお尋ねします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 計画策定に当たりましての方向性としましては、今まで策定しております「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基に、改めてそれに対してデジタルを活用した政策を取り入れていくような形になると考えております。

それにつきましては、今年度アンケートを実施いたしまして令和6年度に改定業務に取り組むこととなりますが、まだ策定委員会についてはメンバーについては決定していない状況でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 これからいろいろまち・ひと・しごと創生総合戦略を基盤としてさらにつくっていくのですけれども、要は先ほど総務部長から話があったようについ最近、国としてもこの政策を打ち出したということで対応が……。いや、私はこういうことがあったのでもう町も大分進んでいるのかなと、実はそういう状況で考えていたのですけれども、まだこれからという……。実際はまだ2030年が最終目標期限ということになっていますので、これからいろんな面で細かいところでデジタル化を進めていただきたいと思いますし、以前に公共施設でW i - F i 環境をつくってほしいというふうな話があると、もうごっついお金がかかるんやというようなことがありましたので、当然それは今度は国からの支援があってそういうのもできると思いますし、ですからこれからは小さな子供さんからお年寄りまでがデジタルの恩恵を受けられるそういう社会づくりをこれからはしっかり検討していただいて、ほかではもっともっとデジタル化が進んで頑張ってやってはる市町村もありますので、その辺は研究のほうだけよろしくお願いいたします。

あまり進んでいませんでこまでで今日は収めておきますので、よろしくをお願いします。

○議長（松浦崇志） ここで暫時休憩します。

（休憩 午後1時42分）

（再開 午後1時45分）

○議長（松浦崇志） それでは、再開します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 次に、2点目に移らせていただきます。

こども基本法の施策について。

本年4月、こども基本法が施行され、同月にこども家庭庁が設置されました。全ての子供の人権を守る、差別のない社会、家庭にあっては十分な養育、保護がなされ、教育の機会均等が基本理念としてありますが、特にこの法律が画期的なのは子供の意見を行政の子供施策にいかに生かすかという点が大事と考えます。

今後、子供たちの意見をどのように集め、子供政策に反映しようとしているのかお尋ねします。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） こども家庭庁の渡辺長官は4月12日の記者会見で、「子供の意見を聴き、政策に反映し、フィードバックしていく仕組みがつかれるかが同庁の一丁目一番地」と発言されております。現に、こども基本法第11条の条文見出しには「（こども施策に対するこども等の意見の反映）」と記載されておまして、条文には「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とうたわれております。

意見聴取のテーマをどのように設定するか、あるいはどのような方法でやるか、どの程度の頻度で意見を聞くのかなどにつきまして、各地方公共団体において個々の施策の目的等に応じて子供たちの声や反映を踏まえつつ取り組みを進めていくことになっております。

国におきましては、子供の意見聴取の方法につきましてモデル事業を実施しておるところでございます。子供や若者を対象としたアンケートやパブリックコメントの実施、SNSの活用、

子供関連施設の訪問などの機会を活用したヒアリングやインタビューなどといった手法で実施しているところでございます。

兵庫県や近隣市町の動向を注視しながら、本町も多様な手法を組み合わせることで進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後の施策展開といたしましては、政府がこども基本法に基づく子供政策に関する大綱を定めた後、その大綱を勘案いたしまして、兵庫県及び太子町がこども計画を策定していくこととなります。太子町こども計画は兵庫県こども計画との整合性を図る必要があることから県の計画内容が示された後の策定となりますけれども、法に基づきまして広く関係者の意見を聴取いたしまして計画に反映していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 続きまして、私からは学校現場において子供たちの意見をどのように集め施策に反映させているかについてお答えいたします。

1点目として、太田小学校の児童が総合的な学習の時間に太子町未来プロジェクトという学習を行っております。この学習では、児童が太子町に住んでいて感じる課題についてその解決方法を考え、町に提案するという内容であり、昨年度は町長をはじめ関係各課の職員が児童の提案を受け、施策に反映できるものはないかを検討しているところです。

2点目は、中学校生徒会の活動です。昨年度は、中学生議会に太子東西両中学校の生徒会役員が各学校の課題について提案いたしました。その中で、太子西中学校のトイレ洋式化についての提案が後の定例議会において皆様に議決いただく結果につながりました。改めて感謝を申し上げます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 こども基本法は、これからの少子・高齢化社会にあってチャイルドファーストの社会を目指していくと、1つの基本となるかと思います。

当然、当局側あるいは教育委員会としてもこのこども基本法に関するQ&A等をいろいろもう既に調べておられると思いますけれども、まず子供の考え方について1つお尋ねします。

子供の定義みたいなものはありますか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） こども家庭庁のホームページにおきましてでございますけれども、「こども若者★いけんぷらす」という子供や若者に意見を求める取り組みでございますけれども、その対象年齢といたしましては2023年4月の段階で小学校1年生から20代の方というふうに幅が広いところで意見聴取を行っているところでございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 子供といってもいろんな社会福祉政策とかいろんな面で年齢がゼロ歳から未成年とかいろいろ幅があるかと思いますが、今回のこども基本法にいうこの子供の対象というのはこの今回の質問にもありますように子供たちの意見をどのように集め政策に反映するかということですから、当然先ほど言われましたように小学校1年生から大体二十歳前後——年齢はきっちり決まっていないのですけれども大体それぐらいの年齢というふうには私も見ながら聞いてきたところです。

その中で、こども基本法が設置されたばかりでこれから動き出す段階なので具体的な方策というのは多分まだかなとは思いますが、先ほど少し言われましたけれども具体的に子供の意

見を聞く場をどのように設けようとしておられるのか、具体的なものでお示し願いたいと思います。時期的なものとかも分かればお願いしたいのですけれども。

先ほど教育長から言われました昨年、500回町議会を記念して中学生議会が行われ、その中で中学生の方の貴重な意見をいただきながら、今年度、太子西中学校のトイレ洋式化について実施設計が行われ、来年度いよいよ工事が行われるということで、これも1つの子供の意見の重要な施策の結果ではないかと思います。

そういう意味で今後、子供たちの意見を具体的なものとしてどういうふうにどんな形で聞こうとされているのか。いざ子供たちの意見を聞くといっても全員から集めるのはかなり大変です。学年によってはそんなようせえへんというふうな形もあるかと思いますが、年齢によってはどんどん意見がいっぱいあるんやというふうに書く人もいらっしゃると思いますが、その辺の具体的なイメージがあればお聞きしたいのですけれども。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、太子町には子ども・子育て会議というのがございまして、これには認可保育園の先生方とか幼稚園の先生方、それから専門の大学教授の方々、それから子供の保護者の方等が委員として就いておられますので、そういった会議を利用いたしまして検討していきたいと考えております。

ただ、国が示す質疑応答の中では、子供の意見を聞くにはテーマに関する適切な情報、それから子供の年齢とか発達の程度に応じて子供に事前に伝えておく、それから子供が発言しやすい雰囲気をつくるために日頃から子供と直接接している職員、そういう職員を活用する、そういった手法が示されておりますので、そういった国からの手法等を参考に意見聴取をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回のこども基本法の、この意見を子供から聞くという場合に、私は大切な視点として子供から聞いた意見を大人が聞いて——大人が聞くというのはいわゆる保護者とか例えば児童養護施設におられればその施設の管理者というか——ワンクッション置いて行政に声が届くのでなしにダイレクトに子供の意見が行政、あるいは教育委員会に届くようなそういう1つの大事な転換点ではないのかなという気がします。

ですから、ぶらすメンバーを先ほど言われましたけれども、その中で先ほども言われましたけれどもいろんなSNSを通じた意見交換とか、あるいはオンラインで直接子供たちの意見を聞くとか、あるいは直接対面で意見を聞くとか、あるいはアンケート等を行っていくとかというそのイメージが多分行政側としても「いけんぶらす」のぶらすメンバーの内容について多分知ってはあると思いますけれども、その中でファシリテーターが子供や若者の皆さんの意見表明のサポートをしますというふうに書いてありました。そういう意味で、これから子供たちの意見を聞こうとする体制づくりといいますか、いろんな形でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

もう1つあるのは、先ほど少し言いましたけれども常日頃学校へ来ていらっしゃる方、あるいは小学校、中学校もそうです、高校もそうですけれども、ところが児童養護施設なんかにはいらっしゃる方に対しても、あるいはフリースクールもあるのでありますが、直接行政側が出向いて直接に聞く場というのも考えないといけないと思うのですけれども。そういうふうにしてとにかく直接子供たちの生の声を行政側が受け止めるということが今回のこども基本法の大きな考え方かなと思いますのでこれからしっかりしていただきたいと思いますし、これからぶらすメンバーをつくって、あるいは運営パートナー——これは仮の名前なのですから運営パートナー——を

つくりながら、実際に運営していくメンバーとかというのをこれから多分太子町でも募集していくのだろうとは思いますが。その辺の考え方はいかがですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） このこども基本法におきましては協議会方式というのがうたわれてございまして、この中では関係者相互の有機的な連携の確保が定められてございます。

子供の意見だけではなく、協議会を設置・組織しまして、医療とか保健・福祉・教育・療育等に関する業務を行う関係機関及び地域において子供に関する支援を行う民間団体、相互の連携確保に努めることが規定されておりますので、広く子供の意見を聞くことも大事でございますし、こういう関係機関との連携も大切であると思っております。

それから、子供の意見を聴取することをする場合でも、大人が大挙して行きますとなかなか子供も発言しづらいところもございますでしょうから、日頃その子供に接しておる方から質問していただくとか、あまり目立たないところで職員等が声を聞いておくとかそういった工夫をしながら意見聴取のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後、行政側としてもそういう子供の意見をいろんな形で、様々な形で吸い上げていながら、町としての、教育委員会としての子供施策をやっていただきたいなという思いでいっぱいでございます。

少子化が進みますけれども、チャイルドファーストの世界をつくっていただきながら、太子町の未来は子供たちが中心になるわけですから、その辺だけよろしく願いいたします。

当然、行政側としてもいろんなパンフレット、こども家庭庁とかこども基本法に関するいろんなパンフレットも既にお読みかと思えますし動画もありますし、また社会福祉課関係と思えますけれども、あるいは教育委員会も関係がありますのでその辺、こども基本法に関するこういう動画もちゃんとありますので、パンフレットもありますので、しっかりまた読んで、見ていただいて、太子町の未来を担う子供たちの育成に尽力していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、次に行きます。

3 番目ですが、部活動の地域連携等についてでございます。

少子化と働き方改革によりまして、中学校部活動の在り方が問われている状況です。子供たちのニーズと教員の土日の部活動への参加などの諸問題が指摘され、地域にもよりますが運動部や文化部の活動において指導者不足等により地域連携の動きが進んでいるところもあると聞いております。

太子町の現状と部活動の地域連携への移行についての考え方をお尋ねします。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 部活動の地域連携等についてお答えいたします。

学校における部活動は、教科学習とは異なる集団での人間形成の機会や生徒の多様な活躍の場として大きな役割を担ってきました。しかしながら、近年少子化等による持続可能性や教員の働き方改革という視点から、学校部活動に関する厳しい状況が中央教育審議会や国会等でも指摘されてきたところです。

具体的には、平成30年にスポーツ庁と文化庁が策定した運動部活動・文化部活動の在り方に関する総合ガイドラインにおいて、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化等の環境整備を進めることがうたわれ、平成31年の中央教育審議会答申では、将来的には部

活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきと示されました。

そうした状況を踏まえ、令和2年に通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」がスポーツ庁や文科省から発出、その後、令和4年には運動部活動の地域移行に関する検討委員会の提言により、議員御指摘の部活動の段階的な地域移行のスケジュールが具体的に示されました。

令和5年度以降、休日の部活動から段階的に地域移行を進めていくという方策ですが、それぞれの地域において実態は多種多様で、必ずしも移行が順調に進んでいるとは言えない現状であり、本町も同様でございます。

加えて、部活動地域移行に係る国の予算については、当初の概算要求から今年度は大幅に削減されており、移行は若干トーンダウンしている状況にあると思われます。

しかしながら、当初のスケジュールで地域移行を進めるために、兵庫県教育委員会では今年度の早い段階で部活動地域移行推進会議が開催され、それを受けて各地域の実態に即し教育事務所単位の連絡協議会が開催される予定となっております。

本町におきましても、県の動きや検証事業を行っている市町の状況をしっかりと見極め、取り組んでまいります。

具体的な取り組みといたしましては、今年度中に関係者による町の連絡協議会を開催し、本町の課題の洗い出し、スポーツ、文化芸術等に係る指導者の発掘や関係する団体との連携の可能性などを協議していきたいと考えております。

なお、中学生の部活動の大会においては、たつの市、播磨高原広域事務組合と揖龍地域というくくりで行っておりますので、両教育委員会とも連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

私ごとになりますけれども、五十数年前が中学校時代でした、ですから今と昔では全然違います。働き方改革というのは当時は全然ありませんでした。しかも子供たちも週6日、土曜日の半日まで授業をやっていました。ですから、今のような土日休みというのは全く当時としては考えられないという中で部活動も活発でした、私の出身校は全校生徒が2,000名近くのマンモス校でしたけれども。

ところが日曜日は全然部活はしませんでした。私は部活に入っていましたけれども、土曜日の午後、部活が終わって、それで日曜日は休みで、ですから勉強せよというそういう日にちを学校としても取ったみたいです。試合があれば日曜日もあったのですけれども。そういう時代から考えると全然今とは違うわけです。今は、先生方も子供たちも普通は土日休みが基準というか、ルールです。

ところが、現実はそのではないということで、特にこれはデータですけれども、休日における部活動、クラブ活動に参加する割合が大幅に増えていくわけです、年々。特にコロナ禍があったので正確なデータは分かりませんが、それ以外にも例えば児童や生徒指導とか、あるいは学校の行事等で土日等の時間を取られる場合もあるかと思いますが、働き方改革によってそれだけ事情が変わってきたということですが、そこで気になるのが小学校のときには中学校へ行ったらこんな部活動、あるいは文化部にしても運動部にしてもそうですけれどもこんなことをやりたいなと思っていたら、教員の関係とかいろんな関係があるのでしょうかけれども、中学校に入ってみると自分の思う、あるいは今までやってきた運動部なり何なりがなかったという場合に学校の

部活というよりも地域に頼らざるを得なくなる現状があるかと思うのですけれども、そういう現状というのは聞いたことはありますか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今、おっしゃるような現状はあると思います。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ですから、特に地域連携については今後必要になるのかなと。そして、昔であれば学校の先生も多かったわけですが、近年教員の数も減少しているというふうなニュースもお聞きします。ですから、先生のほうとしても運動部の何かの競技、あるいは文化部の何かを教えることができない、そういう先生が増えているということをお聞きします。

ですから、全く何にも分からないのに無理やり例えば水泳部の顧問にさせられたとか。水泳はできないけれども、もうついていく以外ないんやと、試合のときに引率をするぐらいしかできへんのやというのを私の娘が中学校時代のときに聞いたことがあります。あの先生、何も知らへんねんて。

だから、その辺でどうしてもそういう運動部とか文化部に所属する人は専門的なある程度知識のある人の下で子供たちもやりたいという1つの願望も、もっと強くなりたいとかもっとうまくなりたいたいとかという願望もあるかと思しますので、その辺は揖龍地域という狭い範囲なのでどうしても——こんな言葉を言ったらおかしいのですけれども先生の引っ張り合いみたいな格好で、この先生にぜひ今度来てもらいたいとかという。例えば昔、吹奏楽部でありました、あの先生はいい先生やな、来てほしいなという子供たちの声も聞いたりしました。というふうな格好で、それは別の話なのですけれども、そういう意味で中学校の子供たちの部活動への依存が近年特に高いのです。私たちの頃は部活動をする割合といたら少なかったのです、帰宅するほうが多かったわけです。

今は部活動以外で帰宅する、何もしないで帰る子の割合というのが大分減っているのかなと、それは私には現実問題は分からへんのですけれども、それだけニーズはあるのかなというふうにありますので、今後その辺、子供たちのニーズに合わせていかに運動部とか文化部の活動を学校として提供していくというのが大事なかなと思います。

極端な話、運動部のこれに入ってこれをやっているから学校が楽しいんやという、勉強よりむしろそっちのほうが楽しいんやという子供さんもいらっしゃるかと思いますので、その辺のニーズを捉えて学校側の体制も考えながらこの場合は連携しないといけないかなというふうな考え方もあるかと思いますので、今後、当然時間はかかると思いますが将来的なビジョンといいますか、いつ頃にはこんな形にはしたいなというビジョンがありましたらお答え願えますか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） お答えいたします。

先ほど部活動が楽しい生徒がたくさんいると言っていたわけですが、昨年度のデータですけれども両中学校とも85%程度の生徒が部活動に所属をしている状況でございます。

そんな中で、顧問の教師が全員専門的な指導ができるかといったらそれは非常に難しいです。無理をしながら指導をすることが教師の大きな負担になっているという現状も先ほどから出てるようにございます。

そんな中での地域移行の話なのですけれども、地域にどれだけの受皿が今あるか、どんな指導者がいらっしゃるかということはこれからまた課題として洗い出していくのですけれども、当面といたしましてここ数年、外部指導員というのを中学校に配置をしております。特に指導者がいない部活に関しましては今10名分の予算措置をしておりますが、両校で7名だったと思います、

7名配置をしております、教師が専門的な指導が難しい部においては外部指導員が指導してくださっているという、そういう状況がございます。

3年間で移行せよというのが3年間で少し進めなさいという、国が今そんなふうに申しておりますので、この3年間で地域との連携や、課題が克服できるように協議会等を通して考えていきたいとそんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島議員に申し上げます。質問は簡潔明瞭をお願いいたします。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 そうすることで、今後学校側としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

では次、4点目に行かせていただきます。

災害避難の在り方についてですが、防災・減災等に資する国土強靱化基本法によりまして国土強靱化を推進、巨大地震や大雨災害などの大規模災害が発生した場合の避難の在り方について、安全で迅速にスピード感を持って町民の命を守る取り組みを考えていかなければいけません。

以下の質問をいたします。

(1)マイ避難カードの作成状況を問います。

(2)たいし安全安心ネットの加入状況はどうでしょうか。

(3)避難所運営マニュアルの共有はどこまでされているのか、また改訂作業は行われたのか。

(4)ペット避難についての考え方と避難できる体制はできていますか。

(5)個別避難計画を作成しなければいけないと思いますが、考え方を問います。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、災害避難の在り方の(1)から(4)までについて答弁させていただきます。

(1)マイ避難カードの作成につきましては、町ホームページや広報紙での作成啓発や、実際にマイ避難カードを作成する出前講座のメニューを用意しております。

また、全世帯に配布しております町防災ハザードマップの裏表紙に掲載することで、住民に周知しているところでございます。

昨年の出前講座による作成実績につきましては41名で、ひょうご防災ネットでの作成機能による実績の46名が令和4年度の数値として把握できる件数でございます。

作成につきましては、住民の皆様が個々に御自身で作成していただくものでありますので、自治会の役員、民生委員・児童委員の皆様は個別避難計画の推進と併せて周知しており、引き続き住民の皆様は平時より様々な災害に備えていただくようマイ避難カードの作成を啓発してまいりたいと考えております。

次に、(2)たいし安全安心ネットの加入状況につきましては、令和5年4月末時点でメール版、アプリ版合わせて8,931件の登録がございます。

たいし安全安心ネットは町の防災情報伝達手段として重要な役割を担っておりますので、引き続き町ホームページや広報紙を活用してたいし安全安心ネットの加入の勧奨をしてまいりたいと考えております。

次に、(3)避難所運営マニュアルについてでございますが、昨年度に避難所運営マニュアルを新規作成し、各避難所開設担当者に配布し研修を実施したところでございます。

今年度におきましても、マニュアルの時点修正及び避難所開設担当者に対する研修を実施する

予定でございます。

次に、(4)ペット連れの避難についてでございますが、公衆衛生上の観点から避難所内での区画を分ける必要が生じ、災害の際には犬猫やその他小動物との同行避難は受け入れることとしておりますが、避難所内ではなく避難所に専用の管理スペースを設け、人の居住区画と切り離し、管理は飼い主の責任で行っていただくことを原則とすることを避難所運営マニュアルに定めているところでございます。

ペットと災害時に行うべき行動、マナー等につきましては町ホームページに掲載し、住民に広報を行っているところでございますが、引き続きペットの同行避難に関する情報を周知、啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうから、(5)個別避難計画を作成しなければいけないと思うが考え方を問うということにつきまして答弁させていただきます。

令和3年の災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、個別避難計画には名簿情報とともに避難支援等実施者、避難場所、避難経路に関する事項、その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項等を記載することとなっております。

太子町におきましては、令和3年度及び4年度におきまして高年介護課と企画政策課の職員が各自治会へ赴きまして、自治会役員の方々や自主防災組織の方々、そして民生委員等が同席の場におきまして、自治会内におられる要支援者等の現況把握や個別避難計画についての説明、また避難支援等実施者選定に係る協力依頼等の協議を進めてまいりました。

それとあわせまして、避難行動要支援者に対して名簿への登録を行う際に、ハザードマップを参考に避難経路に関する事項として自宅周辺の危険箇所の確認を促した上で避難場所を選定していただくとともに、避難支援等実施者、これは2名程度でございますけれどもその選定、また避難支援等に必要な事項としてかかりつけ医、それから家族等の緊急連絡先、車椅子や酸素吸入等日常生活で使用しているものを記載していただくよう勧奨しております。

また、御本人の心身の状態をよく把握している福祉専門職からも、災害時における必要な支援の内容等を聞き取りまして個別避難計画に盛り込んでおるところでございます。

この個別避難計画の作成状況につきましては、自主防災組織等への避難行動要支援者名簿提供の同意者数——これは推定同意の方も含みますけれども——令和5年3月31日現在で303名の方がいらっしゃいます。その中で、法定項目を全て満たした個別避難計画の作成済み者、この人数は77人となっております。

引き続き、計画未作成の方につきましても、垂直避難が不可とされる危険場所に居住する方々、避難支援等実施者の確保が困難な方といった優先度の高い方から自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉専門職等の協力を得ながら作成を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 災害避難の場合の考え方として、それぞれ順番は前後しますが、まずたいし安全安心ネットの加入ということで、現在8,931件ということになっています。このたいし安全安心ネットの加入の8,931件ですけれども、高齢者の割合といたら大体何割ぐらいか、突然聞いて何ですけれども分かれば。多いか少ないかだけでもいいですけれども。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 年齢的な内訳等については詳細は出ていない状況でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

これも先ほどありましたたいし安全安心ネットの加入というのは、要は携帯電話、ガラケーでもこれはできたわけで、スマホでも当然できるのだろうと思います、私はガラケーしか入っていないのですけれども。ということは、小さなお子様は別にして、ほとんどの町民の方が入れる可能性のある状況かと思います。

ということは、このたいし安全安心ネットに加入することによって、例えば避難してくださいよという情報が即座に携帯電話のほうへ入電することによってその状況が分かる。

一方、自治会でいろいろ放送が流れるのですけれども家の中におったら聞こえにくい、大雨や風が吹いたときなんかは完全に窓を閉め切って雨戸も閉めますから外の放送が聞こえにくいという話がいろいろあって、携帯電話のたいし安全安心ネットならばそういう情報が一発に自分の耳元、手元で分かるわけですから、こっちのほうももっと進めていくべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） たいし安全安心ネットにつきましては、メール版とアプリ版の2通りがございます。スマホの場合はアプリ版のほうも受け取ることができますが、通常ガラケーの場合はメール版のほうを使っていただくというような状況になります。

今、議員がおっしゃられたとおり災害の情報伝達的手段としてはかなり有効なものであるというふうに考えておりますので、引き続き町のほうでもたいし安全安心ネットのほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 たいし安全安心ネットは別に契約者が増えたからといってお金はかからんと思います。ですから、身近な情報をすぐ手に入れる——この前も大雨警報が出ましたけれども、立ちどころに県下一斉に大雨警報が出て、解除されましたという情報もちゃんと入ってきましたし、例えばこれで避難の段階があると思うのですけれどもそういうのも発信されるのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町のほうに避難勧告等の情報等が提供された場合も、このたいし安全安心ネットで情報伝達できるような形にはなっております。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ですから、自分自身が今どんな状況にあるのか、身近な情報で皆さんに知っていただきたいなと考えています。

それで、次とも関連するのですけれども避難所運営マニュアル。先ほど避難所開設担当者という言葉が出てきたのですけれども、この避難所開設担当者というのはどなたになるのですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 各担当者を年度当初に決定しております。施設ごとに担当の課を決めまして、その職員を指定した上で各施設2名を担当者と決めております。その担当者につきましては研修をさせていただいて、その避難所の災害が起きたときの運営について即座に対応できるようにということで研修を行っている状況でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この避難所運営マニュアルなのですけれども、例えば避難所に指定されるところ、小学校、中学校、あるいは幼稚園、あるいは公民館とか公共施設の管理者はこういう情報は共有しないのですか。

それともう1つ気になるのは、例えば自治会の会長というのは、実際に例えば小学校の体育館が避難所になれば、多分一番に駆けつけていろいろ準備するのはそれは職員かもしれません。ところがいろんな自治会から集まってきたときにまとめる人、運営する人というのが実際に要るのかなと思うのですけれども、そのときに当然各自治会長の存在の必要が重くなると思うのですけれども、そういう自治会長なり公共施設の管理者等に対してのそういう避難所運営マニュアルの共有、情報共有というのはできないのですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、学校等で施設管理をされている方につきましては、最初の初動態勢の状態から避難所のほうに来ていただくような形になります。

また、災害が起きた直後につきましては、自治会のほうからはまだ避難者の方は来られていない状況にありますので、役場または施設の管理者等で運営していくことになります。

ただ、災害が長期化するような形になりますと、自主防災組織の方々にも協力を得ながらその施設の運営に当たるというところでございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ですから、そういうマニュアルがあるのであればマニュアルの情報だけでも、例えば自治会長なり何なりに共有したほうがいいのではないかなという意味でここで質問させてもらったわけです。

ですから、いざ行った——それは職員がちゃんと2名ついて多分いろいろしていただけるのだと思うのですけれども、太子町にはかつて多くの人が避難するそういう状況というのはあまり聞いたことはないのですけれども、いろんなところから多くの人が来られた場合に人を割り当てる、あるいは避難所生活が、避難所で一昼夜明かすとか二昼夜明かすとか長くなればなるほど簡易ベッドの仕切りとか、あるいは先ほどありましたペット避難されて小動物を連れてこられたらここですよとか、あるいはその辺の細かな指示というのが、皆さん情報共有することによって、「あんた、ここに置いたらあかんで、ここやで」とか言って、「一緒におらんといて」とか言うそういうふうないろんな人にそういう避難所運営のマニュアルを共有化することによって、職員2人やったら大変だと思うのでその辺を共有されたらどうかなという意味で質問したのですが、今後の方向性としてどうですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 避難所の運営につきましては、その施設の管理者といろいろと調整しながら毎年のように時点修正をかけております。その中で、先ほど言われたペットの管理区画につきましてもその都度変わる可能性がございますので、町としましては避難所マニュアル等についてはその避難所用のボックスの中に入れた状態でいつでもその場ですぐ確認できる、役場職員が担当として最初はついておりますが、その中で皆さんとすぐに情報共有ができるような体制は取っております。

今、言われましたように、全体として共有していくほうがいいというお話もいただきましたので、それについては再度、今後検討のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それから、ペット避難のことなのですけれども、中型犬、大型犬についての避難というのは考えておられないのですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 町としまして場所的なものもございますけれども、大型犬についても、区画を分けておりますので犬猫等については受入れさせていただくような形で考えております。

ただ、それにつきましては飼い主の方の責任において管理をしていただくということが前提になります。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 小動物の種類によっては当然これはあかんやろうというふうなものもあるかと思しますので、その辺は飼い主の責任の下でやっていただくということは十分知っていただいて、ふだんからのしつけ——動物同士が近寄ると、猫はそうでもないですか、特に犬同士なんかが近づくと結構けんかしたりワンワンほえたりする場合がありますし、その辺は飼い主のほうがよく知っておられると思うので、その辺は注意喚起していただける場を設けられたらなと思います。

それともう1つ、今まで避難訓練の中でペット避難をした経験がないわけです。今は発災型と福祉施設の避難というふうな方向性でやっていましたけれども、ペット避難については訓練等ではやっていないのですけれども、これは実際どこかの機会で作らないといざというときにどうするんやと。

だから、避難される方の認識というのも必要だと思うのです。「あ、ペットを連れてきたらあかんのに」とかというふうなそういう変な誤解があったりとか、「いや、これはいいですよ」と、「このペットやったら別に避難と一緒に来てもらって結構ですよ」とかというふうな、実際に訓練等で、いろいろトラブルがあったら困るのですけれどもペット避難を一度されてみてはどうかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 防災訓練でのペット避難のことでございますけれども、毎年その方法については検討している中でございます。

ペット避難につきましては、ホームページ等によりまして飼い主の方へのいろいろなお願いを掲載させていただいているところでございます。ほかの避難される方にペットの避難も大丈夫なのですよということをお伝えする上では、そのペット避難も避難訓練の中に入れていくことも有効な方法と考えますので、方法として検討のほうをさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この前も大きな災害が、線状降水帯ができて大雨災害が起きたということがありました。ここ近畿の中部、要は瀬戸内沿岸ではそういう線状降水帯というのはなかなか発生しにくい場所なのかもしれませんが、いつ何ときこの前のような状況になって多くの人が避難する場合もあるかと思しますので、その辺の的確な町からの指示、例えば私は福地に住んでますけれども福地には3つ避難所があるわけです、幼稚園、小学校、それから公民館と。じゃあどこへ行けばいいのですかと、どこが開いてるのですかと。

基本的に小学校の体育館かなとは思いますが、人によっては公民館のほうが近いというふうなランク分けといいますか……。だから自治会によってもそれぞれどこへ避難したらいいのというのがあろうと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 災害によりまして、避難していただく開設している避難所というのは全てではない場合がございます。

そういう中で、太子町としてどここの避難所を開設していますよという情報については随時流させていただくことになると思いますけれども、大きな災害になったときに各自のほうでどここの避難所に行くかということは各自で決めていただいて、どうしてもその避難所が多くなるというようなことになりましたら場所を変えていただくような形での調整になるかなというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

ですから、大きな災害、地震とかいろいろあったときに、町民の皆さんが安全・安心で避難できる、そういうことをきちっと1つのマニュアルで作るのもいいでしょうし、職員全体としてこういうイメージでやっていきましょうというふうな1つの具体的なものとして考えていただきたいなと思います。

明日は我が身ですから、いつ何どき何が起こるか先行き不透明ですから、自然災害を予測できたら一番いいのですが、この前の線状降水帯の確率も60%とかというふうに聞きました。ですから線状降水帯についての発生確率というのは大分低いらしいです。そういう意味で、これから予測不能ないろんな状況になると思いますけれども、町民の皆さんが安全・安心な生活を送れるように避難についてもしっかりとさらに検討していただきたいと思ひまして、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 午後2時43分）

（再開 午後2時44分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

~~~~~

**日程第2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について**

○議長（松浦崇志） 日程第2、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

~~~~~

日程第3 請願第2号 インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

○議長（松浦崇志） 日程第3、請願第2号インボイス制度の中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題とします。

ただいま上程中の請願第2号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり総務経済建設常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月7日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後2時45分）